令和３年第２回藍住町議会定例会会議録（第１日）

令和３年６月８日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

１　出席議員

１番議員	前田　晃良	９番議員	鳥海　典昭
２番議員	竹内　君彦	１０番議員	小川　幸英
３番議員	米本　義博	１１番議員	林　　茂
４番議員	永浜　浩幸	１２番議員	奥村　晴明
５番議員	宮本　影子	１３番議員	佐野　慶一
６番議員	森　　伸二	１４番議員	森　　志郎
７番議員	近藤　祐司	１５番議員	平石　賢治
８番議員	紙永　芳夫	１６番議員	西川　良夫

２　欠席議員

なし

３　議会事務局出席者

議会事務局長　大塚　喜美枝　　主幹　山瀬　佳美

４　地方自治法第１２１条の規定に基づく説明者

町長	髙橋　英夫
副町長	奥田　浩志
副町長	吉成　浩二
教育長	青木　秀明
教育次長	賀治　達也
会計管理者	谷渕　弘子
総務企画課長	梯　　達司
福祉課長	近藤　政春
税務課長	齊藤　秀樹
健康推進課長	江西　浩昭
社会教育課長	近藤　孝公
住民課長	増原　浩幸
生活環境課長	橋本　清臣
建設産業課長	東條　芳重
上下水道課長	佐野　正洋

５　議事日程

（１）議事日程（第１号）

第１	会議録署名議員の指名	
第２	会期の決定	
第３	議第４３号	令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第４	議第４４号	令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第５	議第４５号	藍住町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第６	議第４６号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第７	議第４７号	藍住町手数料徴収条例の一部改正について
第８	議第４８号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
第９	報告第２号	令和2年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第１０	報告第３号	令和2年度藍住町特別会計（介護保険事業）繰越明許費繰越計算書の報告について
第１１	報告第４号	令和2年度藍住町水道事業会計予算繰越の報告について
第１２	報告第５号	令和2年度藍住町下水道事業会計継続費繰越の報告について
第１３	報告第６号	藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

令和３年藍住町議会第２回定例会会議録

６月８日

午前１０時開会

○議長（西川良夫君）　おはようございます。今年は、昨年より２６日、平年より２１日、統計史上最も早い梅雨入りとなりました。本日は、令和３年第２回藍住町議会定例会に、御出席をくださいまして、ありがとうございます。

さて、クールビズ期間については、本会議においても節電に努めるとともに、藍の文化を発信していくということで、藍染めシャツ着用となっておりますので御了承ください。

ただいまから、令和３年第２回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君）　日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに１件の請願書の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願については、議会最終日に審議をいたしたいと思います。

○議長（西川良夫君）　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君）　日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。本会期の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、５番議員、宮本影子君及び６番議員、森伸二君を指名します。

○議長（西川良夫君）　日程第２、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月１８日までの１１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から６月１８日までの１１日間に決定いたしました。

○議長（西川良夫君）　日程第３、議第４３号「令和２年度藍住町一般会計補正予

算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第８、議第４８号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」の６議案及び日程第９、報告第２号「令和２年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第１３、報告第６号「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

髙橋町長。

〔町長　髙橋英夫君登壇〕

◎町長（髙橋英夫君）　おはようございます。梅雨に入り、町内でも田植えが行われ、緑の水田風景が広がるようになってまいりました。本日、令和３年第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところでありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。全国的に海外由来の変異株が猛威を振るい日本は４度目の大きな感染の波、いわゆる第４波の中にあり、首都圏、関西圏などを中心に１０都道府県に緊急事態宣言、８県にまん延防止等重点措置が発令、適用されております。

現在は、国による対策の効果が徐々に現れており、感染状況は落ち着きを取り戻しつつありますが、重症者による医療体制の逼迫など依然として予断を許さない状況が続いております。

県内においても４月の感染者は７７３人となり、昨年２月から今年３月末までの感染者数５４６人を大きく上回る驚異的な数字となりましたが、５月末になって、ようやく減少傾向に転じたところであります。

本町におきましても、県内で発生した複数のクラスターの影響を受け４月から５月の感染者数は急増し、高齢者が利用する各施設の使用中止やゴールデンウイーク中における学校部活動の全面休止、時間短縮等の措置、飲食店に対する営業時間の短縮要請など県と協調して対策を講ずるとともに、様々な媒体を通じ、町民の皆様に感染防止のメッセージを発信してまいりました。

引き続き、気を緩めることなく緊張感を持って対応に当たってまいります。

次に、新型コロナウイルス収束の切り札となるワクチン接種についてであります。

本町におきましては、４月の中旬から医療従事者、高齢者施設の入所者にワクチン接種が始まっております。

また、４月２２日には在宅の高齢者を対象に第１弾となるワクチン接種の予約受付を開始し、約５，８００名の受付を行い５月１０日からは町内２２の医療機関で順次接種を進めているところであり、６月５日時点におけるワクチンの接種者数は、１回目の接種終了者が約３，０００人、２回目の接種終了者が約９００人となっております。

来週１９日の土曜日からは、第２弾の予約受付を開始することとしており、電話での混雑を緩和するとともに、パソコンに不慣れな高齢者をサポートするため役場庁舎１階及び保健センターにおいて、予約支援窓口を開設いたします。

また、高齢者の接種機会を拡大するため医療機関での接種に加え、７月には集団接種を行ってまいります。

今後も、本町へのワクチンの供給量や時期が不明確であるなど不確定要素が多い中ではありますが、多くの町民が期待されているワクチン接種が円滑に行えるよう県や町医師会との緊密な連携のもと、引き続き体制確保に向け全力で取り組んでまいります。

次に、町独自の経済対策についてであります。本町におきましては、外出自粛や感染予防への協力により、多大な影響を受けている民間事業者や町民の皆様への支援策として、昨年６月議会で議決をいただきましたプレミアム商品券事業や食うポン券事業などについて、現在も継続して御利用いただいております。

また、今年度は先の３月議会でお認めいただいた障がい者やひとり親家庭の子供に商品券１万円をお届けする福祉商品券事業を実施することとしております。

これらの事業に加え、本町にも多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症第４波に対する支援策として、新たに７月から１世帯に１セット、１万５，０００円の商品券を１万円で購入いただくプレミアム率５０パーセントの地域活性化商品券発行事業を実施し、町内経済の活性化、町民の皆様の生活支援につなげてまいります。

次に、ＧＩＧＡスクール構想の進捗についてであります。現在、全国的にＧＩＧＡスクール構想の一環として、小中学校に１人１台端末を整備し、積極的な利活用の促進事業が進められております。

現在の進捗状況としては、藍住東小学校と藍住北小学校の２校におきまして、１

人１台タブレット端末の整備が完了しており、既に授業での活用も開始され、子供たちは生き生きとした表情で端末を操作しているとのことであります。

今月中には、西小学校、南小学校の２校、７月には藍中、東中の両中学校にそれぞれタブレット端末が整備され夏休み期間中に全端末とサーバーとの設定を行うこととしており、二学期からは全小中学校において、タブレット端末を活用した授業を展開してまいります。

次に、藍の魅力発信についてであります。かねてより建設を進めておりましたあいずみ藍工房本館は、５月８日に地元の福寿会や東部地区協の役員の方等をお招きして内覧会を開催し、５月１０日にオープンいたしました。

本館には地域おこし協力隊の事務室のほか、大会議室や実習室を備えており、藍の普及推進に関する催しはもとより、地域の行事やグループ活動にも御利用いただき、幅広く多様な世代が交流する施設として、また、地域の活性化に資する中核的な施設として活用を図ってまいります。

７月は、とくしま藍推進月間であり、７月２４日は、とくしま藍の日であります。町では、この期間に例年開催している藍ｄｅグルメのほかに、新たにあいずみ藍工房での藍染体験やワークショップの開催を計画しております。さらに８月以降の定期的な開催も検討しており、より多くの町民の皆様に本町で半世紀ぶりに復活した阿波藍に親しんでいただく機会を創出してまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議第４３号「令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、年度末段階での収支見込みを踏まえて専決処分により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４００万円を減額し、予算総額を１６６億２，５００万円といたしました。

歳入では、歳出に対する国・県の補助金等の確定に伴う増減や地方交付税の増額など。

歳出では、各事業の実績見込みに基づき、不用額の減額を行うとともに財政調整基金への積立金を８，５００万円増額することとしております。

議第４４号「令和３年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地域活性化商品券発行事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業を早急に開始する必要があるため、専決処分により歳入歳出予算に２億２，７００万円追加し、予算総額を１１４億８，７００万円といたしました。

補正内容は、歳出では、地域活性化商品券発行事業、１億８，６７１万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業、４，０６０万円。

歳入では、国庫支出金６，４００万円、基金繰入金４，３００万円、諸収入１億２，０００万円、それぞれ増額することとしたものであります。

議第４５号「藍住町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月３１日に公布され、令和３年４月１日から施行されることに伴い、藍住町税条例を改正する必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

主な内容につきましては、土地に係る固定資産税を前年度の課税標準額に据え置く特別措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減及び種別割のグリーン化特例の延長等であります。

議第４６号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、市町村固定資産評価審査委員会条例（例）の一部が令和３年３月３１日に改正公布され、同日施行されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例を改正する必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。内容につきましては、審査申出書等への押印を不要とするものであります。

議第４７号「藍住町手数料徴収条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、藍住町手数料徴収条例を改正する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、個人番号カードの再交付に係る手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収できることとなるため、当該条項を改正するものであります。

議第４８号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」は、平成２３年３月３０日に徳島市と締結した定住自立圏の形成に関する協定において、連携して取り組む政策分野に新たに公共施設の広域利用施設として藍住町立図書館を追加し、徳島市立図書館等との相互利用を可能とするものであります。

これらの議案のほか、報告案件といたしまして、令和２年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和２年度藍住町特別会計（介護保険事業）繰越明許費繰越計算書の報告について、令和２年度藍住町水道事業会計予算繰越の報

告について、令和２年度藍住町下水道事業会計継続費繰越の報告について、繰越額が確定しましたので報告をさせていただいております。

また、藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類についても御報告をさせていただいております。後ほどごらんいただきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を御説明いたしましたが、何とぞ、十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君）　これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休いたします。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前１０時１７分小休

〔小休中に梯総務企画課長、齊藤税務課長、増原住民課長、補足説明をする〕

午前１０時４５分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。お諮りいたします。議案調査のため６月９日から６月１４日までの６日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。したがって、６月９日から６月１４日までの６日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、６月１５日午前１０時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前１０時４５分散会

令和３年第２回藍住町議会定例会会議録（第２日）

令和３年６月１５日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

１　出席議員

１番議員	前田　晃良	９番議員	鳥海　典昭
２番議員	竹内　君彦	１０番議員	小川　幸英
３番議員	米本　義博	１１番議員	林　　茂
４番議員	永浜　浩幸	１２番議員	奥村　晴明
５番議員	宮本　影子	１３番議員	佐野　慶一
６番議員	森　　伸二	１４番議員	森　　志郎
７番議員	近藤　祐司	１５番議員	平石　賢治
８番議員	紙永　芳夫	１６番議員	西川　良夫

２　欠席議員

なし

３　議会事務局出席者

議会事務局長　大塚　喜美枝　　主幹　山瀬　佳美

４　地方自治法第１２１条の規定に基づく説明者

町長	髙橋　英夫
副町長	奥田　浩志
副町長	吉成　浩二
教育長	青木　秀明
教育次長	賀治　達也
総務企画課長	梯　　達司
福祉課長	近藤　政春
健康推進課長	江西　浩昭
生活環境課長	橋本　清臣
建設産業課長	東條　芳重

５　議事日程

議事日程（第２号）

第１　　一般質問

８番議員　紙永　芳夫

３番議員　米本　義博

１０番議員　小川　幸英

４番議員　永浜　浩幸

７番議員　近藤　祐司

１１番議員　林　　茂

令和３年藍住町議会第２回定例会会議録

６月１５日

午前１０時開議

○議長（西川良夫君）　おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君）　日程第１、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは６名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は１時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　それでは、まず初めに８番議員、紙永芳夫君の一般質問を許可いたします。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　マスクを外させてもらいます。

ただいま、議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。通告書に基づき、質問を行いますので、理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。また、答弁は一問一答でお願いいたします。

藍住町は、昭和３０年４月２９日に藍園村と住吉村が合併して誕生いたしました。当時は、のどかな田園風景が広がる中で、「村から町に変わるんだ」、町民の誰もが藍住町の発展を期待したと思います。それから、６５年が経過し、時代も昭和から平成、そして令和と変遷してまいりました。この間、工場立地や宅地開発が進み、高速道路も開通いたしました。さらには、大型施設の集積が実現し、今では人口３万５，０００人を擁する四国で最も人口規模が大きい町へと発展を遂げたわけであります。藍住町発足後、これまで５人の町長が町政を担い、その時代時代に大変な苦労があったかと思いますが、その責務を果たされ今日の藍住を築き上げ、そして、平成２９年１２月に６代目の町長として現在の髙橋町長にバトンが渡されたわけで

あります。昨年１２月定例会におきまして、同僚議員からこれまでは人口が右肩上がりの中での町政運営であったが、髙橋町長は人口が頭打ちになり少子高齢化で人口構造も大きく変わろうとする中での難しいかじ取り役を担っているとの発言がございました。これは私も同感であります。

また、２１世紀は多様化の時代とも言われております。まさに、行政に対するニーズも多様化し、その一つ一つが大変重いものになっていると感じております。子育て支援、高齢者の健康や生きがい対策しかり、さらには、地域経済の活性化、文化の振興、教育環境の充実、住民生活のインフラ整備等々、数えていけばきりがありません。そうした中で、髙橋町政が誕生したわけでありますが、私は髙橋町長は町職員としての行政経験をいかしつつ、リーダーシップを遺憾なく発揮し、山積する課題に積極果敢にチャレンジしていると感じております。町長就任以来、３年半が経過し、一期４年のスパンで言えば、第４コーナーを曲がったところでありますが、町長御自身、これまでを振り返り、どういう成果を上げてこられたと考えているのか。また、自分自身で採点するとすれば、１００点満点で何点を付けられるか、お聞かせいただければと思います。

○議長（西川良夫君）　髙橋町長。

〔町長　髙橋英夫君登壇〕

◎町長（髙橋英夫君）　それでは、紙永議員さんの質問にお答えいたします。

町長就任から、これまでの間でどのような成果があったのか、との御質問でございます。

平成２９年１２月、藍住町長に就任させていただきましたが、全国で地方創生が叫ばれ、各自治体が切磋琢磨する中で、まず、この町のアイデンティティは何か、象徴するものは何かということを強く意識いたしました。それは、やはり町名の由来になっている藍であり、全国の自治体で唯一藍の名を冠する本町において、藍の振興は欠かせないと考えました。そのため、平成３０年度から地域おこし協力隊を編成し、途絶えて久しい藍作、蓼作りを復活させ、藍住町オリジナルの藍染めを普及させるための大きな一歩を踏み出したところであります。今年度には、その拠点となる藍工房も完成いたしました。

また、令和元年５月に阿波藍に関するストーリーが日本遺産に認定されました。県内では、四国遍路に次ぐ２件目の認定であり、本町を中心に関係市町との連携のもと、粘り強く取組を続けてきた結果であると考えております。

次に、県内で最も平均年齢が若いと言われる本町において、子育て支援は重要な柱となります。

そこで、平成３０年１０月から、これまで中学修了までとしていた子ども・はぐくみ医療費助成事業を１８歳までに拡充するとともに、年々利用希望者が増加する放課後児童クラブの施設の増設を進めてまいりました。認可保育所につきましては、これまで本町は３歳児までしか受入れを行っておりませんでしたが、多くの保護者の方からの御要望に応え、今年度から、まず、新設３園において４歳、５歳児の受入れを行うことといたしました。加えて、産前から産後、育児期を通じ、子育て支援のワンストップ窓口となる子育て世代包括支援センターりぼんを令和元年度に設置するとともに、虐待案件などに迅速かつきめ細やかに対応するため、県内町村では初となる子ども家庭総合支援拠点を今年４月に設置いたしました。

教育環境の充実につきましては、子供たちの国際感覚を醸成するため令和元年度から中学生海外派遣事業を創設するとともに、学校でのデジタル化を推進するため地方創生臨時交付金等を活用し、１人１台端末と電子黒板の導入をセットで行いＧＩＧＡスクール構想の実現を図ることとしております。

さらに、大学等卒業後、藍住町に定住する若者に対し、日本学生支援機構等の奨学金返還の一部を町が補助する新たな制度を創設したところであり、若者のふるさと回帰をしっかり後押ししてまいります。

また、高齢者が生き生きと生活できることが、町の活力につながるとの思いのもと、高齢者施策にも力を注いでまいりました。具体的には、平成３０年度から、ゆめタウン徳島と連携した健康ウォーキングポイント事業や、あいずみスポーツクラブの年会費助成事業をスタートさせるとともに、令和元年度からは、水中で軽運動を行う、すいすいエクササイズ事業も実施しております。

移動支援としては、今年度から介護認定を受けていない７５歳以上のみの世帯へのタクシーチケット交付を実証実験事業として実施いたします。７５歳以上の方への商品券配布事業も実施することとしており、こうした取組は、高齢者の生きがいや健康づくり、さらには交流の輪を広げていくものとして、就任直後から順次、展開してきたところであります。

次に、行財政改革でありますが、人口が頭打ちになり税収の増が期待できなくなる中で外部資金や有利な財源の確保は重要な課題であると認識しておりました。

例えば、ふるさと納税につきましては、若手プロジェクトチームによる柔軟な発

想や私自身も県外に直接足を運びお願いにあたるなど積極的な取組を行った結果、平成２９年度の１５０万円から昨年度は、約２０倍となる３，０００万円の寄附が実現いたしました。

また、昨年１２月定例会で米本議員の質問にお答えしたように、学校トイレの改修に当たりましては、毎年一定の一般財源のみを充当するのではなく、国庫補助金と交付税措置のある起債を組み合わせ大規模改修を一気に進める方針へと大きく転換いたしました。

中央クリーンステーションの大規模改修におきましても、従来の処理方法を抜本的に見直し、希釈の上、公共下水道に直接投入する手法に転換することにより、２分の１の国庫補助金を獲得することができました。このように、現状維持の改修を行うのではなく、前例踏襲打破の精神で、財政運営の視点からも、より有利になるよう意を払ってきたところであります。

以上、今年度から実施しております新たな事業も含め私なりの取組の一端を述べさせていただきました。私は、前回の町長選出馬の際に、このように申し上げてきました。これまでのこの町の発展は、人口の増加に支えられてきたと言っても過言でありません。しかし、右肩上がりであった人口の増加にも陰りが見え始め、今、この町は大きな転換期を迎えています。私は生まれ育ったこの町をこれまで以上に活気に満ちあふれ、さらに発展させたいと思う気持ちでいっぱいです。誰もが安心して、笑顔で暮らせるまちづくりに全身全霊を傾けて取り組みます。就任以来３年半が経過しましたが、この思いは、いささかもぶれることなく、常に肝に銘じ、これまでの町政運営に当たってきたつもりであります。

紙永議員さんから、「自分自身で点数を付けるのなら何点か」との質問がございましたが今申し上げた思いのもと、私なりに精いっぱい努力してきたとしかお答えのしようがないというのが正直なところであります。

やはり、採点や評価は自分自身で行うものではなく議員の皆様、町民の皆様に委ねるものだと考えますので、点数についての回答は御容赦をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　ただいま町長から御答弁を頂きました。髙橋町長が就任されてから３年半ですが、私も２年間は一町民として町の政策を見つめ、そして

この１年余りは議員という立場から町行政をチェックし、また、共に考えてまいりました。今の答弁を聞き、改めて町民目線で実に様々な取組をされていることを実感する次第です。答弁の最後に採点は自分で行うものではない、町民や議員に委ねるものだと言われました。それでは、私たちにできると言えば、少なくとも私自身は今はまだできないと考えております。なぜなら、採点というものは全ての答案用紙を提出してから行うものであると思うからです。これまでの成果は十分評価できるものでありますが、まだまだ道半ばのものもあると思います。

また、数年では結論が出せない、５年、１０年掛けて展望を開いていく政策課題もございます。

折しも今は、新型コロナウイルス感染症の拡大による未曾有の国難に直面しており、その収束はまだまだ見通せない状況にあります。町長任期はまだ半年ありますが、髙橋町長は気力体力も充実しており、この難局を乗り切っていくためにも次の期も是非町政のかじ取り役を担っていただきたいと私は考えます。

町長に決意の気持ちがあるのなら、この場でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川良夫君）　髙橋町長。

〔町長　髙橋英夫君登壇〕

◎町長（髙橋英夫君）　ただいま紙永議員から身に余るお言葉をいただきました。先ほども申し上げましたように全身全霊を傾け、この３年半を駆け抜けてまいりました。今、国難とも言うべきコロナ禍で、日本全体が停滞を余儀なくされております。しかし、アフターコロナの時代、さらにその先の１０年、２０年を見据え、限りない可能性を有する藍住町に夢や希望の大輪の花を咲かせていきたい、そういう思いであふれております。

町民の皆様の負託をいただけるのであれば次の町長選に立候補し、この町の未来創生に引き続き挑戦していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　紙永芳夫君

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　ただいま町長から次の町長選に向けた力強い答弁がありました。まさに「その心意気や良し」であります。今年の１２月には、コロナが収束を見せ、そして髙橋町政第２幕がスタートすることを大いに期待申し上げます。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。藍住町のごみ処理について質問い

たします。

まず、１点目に本町のごみ処理施設であります西クリーンステーションの今後のビジョンについてお伺いいたします。５月２１日付の徳島新聞朝刊で、広域ごみ処理施設予定地が徳島市マリンピア沖洲に再選定されたという記事が掲載されました。この広域ごみ処理施設については、徳島市、小松島市、北島町、松茂町、石井町、勝浦町の６市町が共同で進めているもので、平成２８年度から計画がスタートしており、令和１２年度の施設稼働を目指すということで足掛け１５年を掛けて行う大事業であります。この事業の予定地選定も紆余曲折を経ており、今後も地元合意や各市町の費用負担協議など､超えなければならないハードルが数多くあります。このように、ごみ処理施設の新規整備は事業自体が長期化する点や、地元合意などの協議に加え、財政的にも負担が非常に大きいものです。

また、私の職員時代の経験から申しましても事業自体が長く険しい道のりにならざるを得ず、事業の完遂は職員の尽力があったとしても非常に困難であると感じるところです。このようなことから、私は地方自治体におけるごみ処理施設は、既存のごみ施設を最大限に長寿命化し、活用していくことが最も望ましいのではないかと考えております。

本町のごみ処理施設である西クリーンステーションについては、今年度から約２年を掛け大規模な改修工事を行うとの説明がありました。この改修工事により施設自体の長寿命化が図られ、今後長期にわたって活用できると捉えています。以上を踏まえて、西クリーンステーションの今後についてどのようなビジョンを持っているかお尋ねをいたします。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　奥田浩志君。

〔副町長　奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君）　西クリーンステーションの今後のビジョンの御質問でございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

紙永議員さんの御指摘のとおり、本町のごみ処理につきましては、西クリーンステーションを最大限に長寿命化し、延命していくことが最も望ましいと考えております。西クリーンステーションは昭和５７年の竣工以来、計画的に設備の更新を行ってまいりました。また、設備だけではなく、建物本体の耐震及び補強工事につきましても、平成２２年に実施をいたしております。本年度から実施いたします西クリーンステーション基幹整備工事につきましては、バブルフィルターを含む排ガス

処理施設、燃やせるごみを焼却炉へ投入するためのクレーンなど、基幹的な設備の約半数を更新する計画であり、施設全体の長寿命化が図れるものと考えております。

今回の基幹整備工事の対象となっていない設備につきましても、今後計画的に改修、更新を行っていく予定といたしております。これにより、消耗設備を除き、耐用年数的にも今後２０年程度西クリーンステーションを稼働できるものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　紙永芳夫君

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　西クリーンステーションの施設の今後の見通しについて、よく分かりました。ごみ処理は、町民の皆さんの生活に必要不可欠なものですので、今後も施設の長寿命化に取り組んでいただければと思います。

次の質問に移ります。２点目は本町における食品ロス問題を含めたごみの削減の取組についてお伺いいたします。この場にお集まりの皆様も、ＳＤＧｓというワードを一度は耳にしたことがあると思います。ＳＤＧｓ持続可能な開発目標とは２０１５年に国連が採択した、環境・経済・社会についての２０３０年に達成すべき目標です。ＳＤＧｓは非常に幅広く、奥が深いものであるため、今回はごみの削減に着目して質問したいと思います。

ＳＤＧｓの取組は官民問わず日々高まっており、ごみ問題の分野においても例外ではありません。ＳＤＧｓには、１７の目標が設定されておりますが、その中の目標１２「つくる責任、つかう責任」として、生産と消費が持続可能な社会を確立することが求められており、ごみの排出削減、リデュース・リユース・リサイクルの３Ｒ推進などが該当します。

この目標１２は、更に幾つかの小目標に分かれており、その中に食品ロス削減が掲げられています。過去の一般質問で学校給食の食べ残しについて質問させていただきましたが、学校給食だけではなく、世界で生産されている食品の約３分の１にあたる１３億トンが食べられることなく捨てられているという事実があり、本町としても全力で取り組むべき問題であると捉えています。

食品ロス問題を踏まえたごみの削減について、今までどのような取組を行ってきたか、お尋ねいたします。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　紙永議員さんの御質問のごみの削減の取組について御答弁をさせていただきます。

食品ロス問題につきましては、食品ロス削減に関する意識啓発を行っております。広報あいずみ令和２年５月号及び令和３年２月号においても、食べ残しや食品の買い過ぎを抑制し、ごみの削減につながるよう周知を行っております。加えて、発生した食べ残し等についても、以前より生ごみ処理機やコンポスト購入代金の一部の補助をし、普及を推進することにより、各家庭での減量化を促しております。

今後も、食品ロスを含めたごみの削減やリサイクル意識啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　食品ロス問題について、どのような取組を行っているかよく分かりましたが、重ねて申し上げますと、食糧不足で飢餓に苦しんでいる人々がいる一方で、食べ残し等で食品ロスが発生する国があり、世界規模の課題となっています。食品ロス問題を含めたごみの削減は、本町のみならず地球全体の課題解決に直結すると思いますので、今後も継続して取り組んでいただければと思います。

３点目は、ごみの排出量についてお伺いします。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出の自粛、ステイホームの推奨により、自宅で過ごす時間が増加しております。これにより、家庭ごみの排出量は増加傾向にあるのではないかと思います。特に、紙類や生ごみが該当する燃やせるごみと、日常生活で必要不可欠となっているプラスチック製品やビニール類が該当する廃プラスチック類、この２点が増加しているのではないかと考えています。

以上を踏まえて、燃やせるごみと廃プラスチック類の排出量がどのように推移しているか、お尋ねをいたします。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　紙永議員さんの御質問のごみ排出量の推移について御答弁させていただきます。

燃やせるごみと廃プラスチック類の排出量につきましては、令和２年度の実績と新型コロナウイルス感染症流行前である平成３０年度の比較を行いました。比較の

結果、紙永議員さんのお見込みのとおり、全体として増加傾向であります。燃やせるごみにつきましては、令和２年度実績での収集量が５，８５７トン、平成３０年度実績での収集量が５，８２０トンとなっており、割合で申し上げますと約０．６パーセント増、一方、廃プラスチック類につきましては、令和２年度実績での収集量が１，０２８トン、平成３０年度実績での収集量は９６７トンとなっており、約６パーセント増となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　再問いたします。

燃やせるごみの増加率が約０．６パーセントに抑制されているのは、町民の皆さんがごみの削減やリサイクルに御協力いただいている成果の表れであり、町内における環境への意識が日々向上していることが数字に表れているものだと思います。

また、プラスチック製品やビニール類は私たちの日々の生活で目にしない日はないというほど普及しており、廃プラスチック類の増加はやむを得ない部分もあるかと思いますが、今後もごみの削減やリサイクルへの努力を継続していくことが最も重要であります。

最後の質問をさせていただきますが、本町での燃やせるごみと廃プラスチック類のごみ削減について、今までどのような取組を行ってきたか、お尋ねをいたします。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　紙永議員さんの再問について御答弁させていただきます。

燃やせるごみの削減につきましては、先ほど御質問でお答えいたしましたように、食品ロス削減に関する意識啓発及び生ごみ処理機やコンポストの普及を始め、古紙類や衣類を燃やせるごみと分別して出していただき、リサイクルを行っております。また、廃プラスチック類の削減につきましては、ペットボトルの拠点回収によるリサイクルを実施しており、令和２年度は合計４４トンを再資源化いたしました。

なお、食品などで使用される白色トレーにつきましては、スーパーなどで回収ボックスが設置されておりますので、積極的な利用を呼び掛けております。今後も燃やせるごみ及び廃プラスチック類の削減やリサイクル意識啓発などに取り組んでま

いりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●８番議員（紙永芳夫君）　燃やせるごみや廃プラスチック類の削減について、どのような取組を行っているか、よく分かりました。職員の皆さんも、意識啓発やリサイクルの実施など様々な取組を日々行ってこられたと思います。今後も継続して取り組んでいただければと思います。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　ここで小休いたします。

午前１０時３４分小休

午前１０時３７分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、３番議員、米本義博君の一般質問を許可いたします。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●３番議員（米本義博君）　マスクを失礼します。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、町民の方々に理解しやすい明確で簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず、６５歳以上の高齢者へのワクチン接種について伺います。本町におきましても､高齢者を始めとする全町民を対象としたワクチン接種はこれまでに例がなく、担当部署の職員の方々は大変御苦労されていると思いますが、町長の行政報告にもありましたように、ワクチン接種は諸外国の例から見ましても当たり前の日常を取り戻すためのコロナ収束の切り札であることに間違いないと思われます。引き続き全町民の速やかなワクチン接種に向けて、取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、本町におきましては、昨日の藍メール、本日の新聞折込や広報誌など、高齢者への第２弾のワクチン接種予約が今月１９日から始まるとの案内があり、広く町民に周知されたところであります。先に行われた４月２２日の第１弾の予約受付では高齢者の約７割の方が予約されたということでありますが、私も多くの高齢者の皆様の声を聞くなかで、潜在的にはまだまだたくさんの方が接種を望まれている

と感じております。残念ながら、第１弾の予約受付時には、電話回線が混み合い、予約に至らなかった方も多くおいでると聞いております。こうした実情を踏まえ、今回は役場１階及び保健センターで予約支援窓口を開設するとのことであり、その取組は大いに評価するところでありますが、予約支援窓口についてどのような体制で挑まれるのか、また、感染し発生すると重症化が懸念される高齢者については、より多くの方の接種が望まれますが、高齢者の中には町から情報が届かず、予約が始まっていることを知らない方、町の開設する予約支援窓口に自分では行くことができない方も一定数存在するんではないかと思います。こうした高齢者をサポートし、全ての方が予約できるよう町としてどのように取り組むのか併せてお伺いいたします。

○議長（西川良夫君）　髙橋町長。

〔町長　髙橋英夫君登壇〕

◎町長（髙橋英夫君）　米本議員さんから御質問いただきました高齢者へのワクチン接種について答弁をさせていただきます。

本町では、まず高齢者施設に入所する方を対象に４月１９日から接種を開始し、その後、５月１０日から、在宅の高齢者を対象に進めているところであります。６月１２日時点では、第１回目の接種を終えた方は、高齢者９，３００人の約４割にあたる３，９００人となっており、７月末までの接種完了に向け、鋭意、取り組んでいるところであります。

一方で、現在のキャンセル待ちの高齢者は、約２５０人であり、米本議員さんのお話のとおり、接種を希望する高齢者は、いまだ多数いるものと認識しております。このため、今週１９日に予定している第２弾の予約受付では、接種を希望する高齢者の皆さんに、より多くの予約枠をお示しし、安心して手続きができる環境を整えてまいりたいと考えております。

御質問いただいております予約支援窓口の体制については、パソコン操作に不慣れな高齢者の皆様がストレスなく速やかに予約ができますよう、役場１階に１２か所、保健センターに５か所、合計１７か所の受付ブースを設け対応してまいります。

また、この支援窓口には、町と連携協定を締結している四国大学の学生の皆さんからも支援の申出をいただいており、スムーズに予約が進むよう学生の皆さんとともに積極的にサポートいたします。

次に、役場からの情報が届かない高齢者や予約支援窓口まで来ることができない

高齢者の皆様への対応についてであります。既に、これまで予約をされていない高齢者をリストアップしており、さらに今後第２弾の予約受付が進んでも、なお、予約ができない方を抽出することとしております。こうして抽出した未予約者のリストをもとに、町の包括支援センターや民生委員、介護サービス事業者が連携し、電話や戸別訪問などを行い、接種の意向確認や接種予約の声掛け、訪問しての予約代行などを行ってまいります。

また、御自身で移動手段を持たず、近親者や介護サービス事業者等による送迎も受けられない方に対しては、医療機関まで社会福祉協議会による送迎支援を行ってまいります。

今後、高齢者の予約に一定のめどがついた段階で６４歳以下の基礎疾患を有する方の予約を受け付けることとしており、貴重なワクチンに余剰を出すことなく隙間なく活用してまいります。本町といたしましては、ワクチン接種にあたり、接種を希望される方を誰一人取り残すことがないよう、きめ細やかに対応を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●３番議員（米本義博君）　ありがとうございます。とても温かいサポートだと思いますので、職員の負担も増えると思いますが、どうか頑張っていただきたいと思います。

次に、ＧＩＧＡスクール構想についてお伺いします。新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での接触機会を減少させる新たな生活様式が注目されるなか、学校生活においても１人１台端末を実現するＧＩＧＡスクール構想は、急加速して事業が進められてきました。一方で、県内ではこの事業で調達した中国製タブレット端末の不具合が相次いで報道されました。徳島市では約１万７，０００台が、小松島市など１１の市町で１万５，０００台がバッテリーの変形などにより回収されており、児童生徒に安心安全な環境で学習活動に取り組めるよう早急な対応が必要となっております。本町においても、４月以降、各学校に順次端末が整備されるとのことでありましたが、これまで不具合が発生した端末はないのか、また、二学期からは予定どおり全ての小中学校においてタブレット端末を活用した授業が展開されるのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君）　青木教育長。

〔教育長　青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君）　学習用タブレット端末の導入予定と不具合の状況についてお答えいたします。

まず、タブレットの導入時期ですが、町長からの報告にもありましたように北小学校、東小学校については既に配備済みで、使用を開始しております。つい先日、土曜日に西小学校にも配備されました。間もなく南小学校に配備される予定です。７月中には両中学校にも入る予定で、二学期からの本格使用には十分間に合うという見通しでございます。また、県内のたくさんの市町村で不具合の発生と回収が行われているとの報道がされておりますけれども、今のところ本町で使用を開始している学校での不具合は生じておりません。

なお、不具合が生じている市町村では、海外製品を選定しているとのことですけれども、本町では国内メーカー製のものを選定しております。これは運用を続ける中で、いずれ必要となるメンテナンスに、すぐに対応できるという条件を重視しての選択であります。選定したメーカーからの情報によりますと国内に納入済みの約１００万台の端末に、現時点では不具合は生じていないとのことでございます。

今後とも、ＩＣＴ機器のスムーズな運用とその活用による学習の充実に向けて支援をしてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君）　米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●３番議員（米本義博君）　本町では、国内メーカーの端末ということで安心いたしました。子供たちの使うものです。今後も安心安全を第一に考えた備品や教材の選定をお願いいたします。

私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（西川良夫君）　小休いたします。

午前１０時４９分小休

午前１０時５４分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、１０番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　議長の許可がありましたので一般質問を行います。

理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

最初に、新型コロナ感染症対策について伺います。新型コロナウイルス緊急事態宣言を東京、大阪を始め１０都道府県で今月の２０日まで発令中です。また、県下においても１日６０人の人が感染するなどクラスターが起きましたが、現在は小康状態になっています。最初に、高齢者のワクチン接種の予約状況については６月８日の全員協議会で資料をいただきました。６５歳以上の高齢者が９，３００人で第１弾の予約人数が５，７８１人とのこと。また、６月５日時点で１回目接種した方が３，０００人、２回目接種した方が９００人とのことでした。高齢者の７割が予約したり、接種していますが、残り３割の方については６月１９日から一般高齢者予約開始とのことで、第１弾のときにコールセンターに５０回以上電話してもつながらなくて、つながったときは予約が終了していた方もいました。

また、保健センターで代行してくれるとの噂を聞いて来られた方が１日１００人以上いたと聞きました。保健センターでは、三、四名の職員で代行のお手伝いを対応したとのことですが、資料によると、先ほどの米本議員の質問の答弁にもありましたが、保健センター、役場庁舎１階で予約代行を実施し、また総合文化ホールでも１回目が７月４日、２回目が７月２５日で集団接種を予定していることで、先ほどの答弁の中で町長が積極的に取り組むとのことでありましたが、２回目ということで、人数も第１弾より少なくなりましたが、どういう予定で取り組んでいくのか細かいことをお伺いしたいと思います。

○議長（西川良夫君）　吉成副町長。

〔副町長　吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君）　小川議員さんからの第２弾の予約に関してどのような体制で臨むのかという御質問にお答えさせていただきたいと思います。先ほど米本議員さんのほうにお答えしたとおりでございまして、この１９日に第２弾の予約の受付を開始することとしております。高齢者の皆さん、確かに小川議員さんがおっしゃるとおり、第１弾のときは非常に電話もつながりにくい状態でありまして、大変御迷惑をお掛けしたというふうに私どもも思っております。

今回は役場１階に１２か所、保健センターに５か所、合計で１７の受付ブースを設けまして、高齢者の方のパソコン操作に不慣れな高齢者の皆様の予約代行を行ってまいりたいと思っております。

また、この支援につきましては四国大学の皆さんからもお申出をいただいており

まして、学生の皆さんとともにしっかり予約代行ができますように、取組を進めてまいりたいというように思っております。以上でございます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　副町長から答弁をいただきましたが、混雑のないような取組をしていただきたいと思っております。

県知事の方から７月末までにワクチン接種を終わるというような、高齢者の方のあれがありましたが、徳島市ではまだ８月１日、予定をしているということで、７月中に終わらないというようなことを聞きましたけど、本町においては、この６５歳以上の方のワクチン接種はいつ終わる予定か、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの６４歳以下のワクチン接種の見通しにつきまして御答弁させていただきます。

既に米本議員の質問に御答弁したとおり、今週１９日には高齢者の第２弾の予約受付が始まりますが、高齢者の予約に一定のめどがついた段階で６４歳以下の基礎疾患のある方の予約を受け付けることとしております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　ただいま答弁いただきましたが、６５歳の方も今接種をしているということでありましたが、まだいつまでというようなはっきりした答弁はございませんでした。６４歳以下の接種について、美波町は６０歳から６４歳を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種予約を今受け付けております。また、上板町は２１日から６０歳から６４歳と基礎疾患のある方、１２歳から５９歳を対象としたワクチン接種の予約を始めると聞きます。本町においても、基礎疾患のある方を次にするというような広報もありましたが、本町、もう少し具体的な計画はありますか。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの再問につきまして、御答弁させて

いただきます。

基礎疾患のある方の予約につきましては、現在、基礎疾患のある方のお申出を保健センターの方に出していただくように手続きをしております。そのめどがたった時点で順次接種券を発送して、早ければ６月末頃から、あるいは７月の上旬頃には接種券を発送して順次予約受付ができるように準備を進めておる段階でございます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　今答弁いただきましたけども、基礎疾患のある方は６月中に取り組んでいくということでありました。６５歳以上の方のワクチン接種は７月末までに正式にできるのか、ちょっと伺っておきます。

○議長（西川良夫君）　吉成副町長。

〔副町長　吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君）　小川議員さんからの再問でございます。

７月末までに６５歳以上の高齢者の方の接種が終わるのかということでございます。第２弾の受付を本日開始することとしておりまして、接種を希望される高齢者の皆様全ての予約を取りたいというふうに思っております。７月末の完了をめどに、私どもも進めてまいるというところでございます。以上でございます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　副町長のほうから７月めどの完了を取り組んでいくというようなことですので、徳島市のように８月１日に注射するとかそういうふうなことのないように取り組んでいただきたいと思います。

それから、最初に聞きましたけども、コールセンターは電話１０台で対応しているとのことでした。多くの町民の方が一遍に電話してつながらない。５０回してもつながらなかった方もおりますが、このコールセンターの電話台数っていうのは増やすことはできないのか伺っておきます。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんのコールセンターの電話予約につきまして御答弁させていただきます。新型コロナウイルスワクチンに関する業務のう

ち、藍住町ほか板野郡内の各町が共同で、板野郡新型コロナウイルスワクチン予約・相談センターを開設し、相談業務、各種問い合わせや予約受付業務の全般を業務委託して運営を行っております。

現在は、電話対応については１５名のスタッフが土曜日、日曜日、祝日を含めて対応しておりますが、予約の申込みが短期間に集中するため、人員的な対応は難しいのが現状となっております。このため、米本議員の質問にお答えいたしましたように、６月１９日から行う高齢者第２弾の予約受付につきましては、役場庁舎１階と保健センターにおいて予約支援窓口を開設し、電話での予約が取れない高齢者をサポートいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　コールセンターにつきましては板野郡でしているので、人数のこともあるので増やせないと、電話台数も増やせないということで、役場１階庁舎、また総合文化ホールで行う相談室ですか、これに充実を図っていくと、対策をしていくとのことでありましたので、先ほど副町長も述べられておりましたが、積極的に高齢者の方に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ワクチンの予約で通所している施設とのタイアップとかいう、先ほどの町長にもありました。これはどのようにしたか、ちょっと具体的にお答え願います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんのワクチン予約で通所している施設とタイアップはできないかということについて、御答弁させていただきます。

デイサービスを利用している高齢者が、家族等の支援を受けられず、自ら予約を行うことも難しい場合には、利用している介護サービス事業者の従業員や介護支援専門員等の支援を受けて、ワクチン予約や接種を行うことができるよう、町として連携を図ってまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、予約困難者への支援として民生委員、介護事業者等と連携し予約済データから予約が完了していない高齢者を抽出、アプローチを行い、ワクチン接種の意思を確認し予約代行を行うとのことですが、これは具体

的にどう取り組んでいくか伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんのワクチン予約に関して具体的にどのように取り組んでいくのかということなんですが、町の関係課あるいは民生委員さん、社会福祉協議会の方と連携して支援の必要な方と直接アプローチして、ワクチンの接種を希望されるのか、それと希望されるのであれば、どのような方法でワクチンの申込みができるのか協議をして連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　予約困難者への取組、民生委員さんと介護事業者とタイアップした取組を今後図っていくということでありました。特に独居の方は行けないというような方もおいでます。上板町などでは、送迎しているとそういうことも聞きました。１人１人やはり、１人でも多くの方がワクチン接種できるような対策をとっていただきたいと思います。

次に、ワクチン予約に対して障がい者対策はどうなっているか、どう取り組んでいるか伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんのワクチン予約に対して障がい者対策について御答弁させていただきます。

先ほど既に米本議員の御質問でもお答えいたしましたように、高齢者への支援と同様、町の関係課や民生委員、社会福祉協議会等と連携して取り組んでまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　３密が避けられない保育所や学校において、本町においても小学校でクラスターでなしに感染が確認された方がおいでますが、このような対応はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　賀治教育次長。

〔教育次長　賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君）　小川議員の御質問のうち、３密を避けられない保育所や学校において感染者が出た場合の対応について、御答弁をさせていただきます。

既に感染者、ＰＣＲ検査陽性者が出た小学校の対応状況に基づきまして、御説明をさせていただきます。まず家族に陽性者が出た場合、児童は学校を欠席し、濃厚接触者としてＰＣＲ検査を受け、その結果を待ちます。その間、学校、町教委、県教委はお互いに連絡を取り合い、その陽性結果が出た場合に備えまして対応を考えます。そして陽性結果が出た場合においてはその時点で、準備済みの休校メール等を発信し休校の流れとなります。

休校の１日目は、保健所の聞き取り調査等によりまして、濃厚接触者や接触者等ＰＣＲ検査対象者が確定され、保健所との協議の上、教職員が検査の準備を行います。翌休校２日目にＰＣＲ検査を行い、教職員は検体に触れることなく、受付や誘導、そして児童が不安がらないように子供たちへの声掛けに努め、検査終了後は学校の教室、特別教室等学校内の消毒を行います。

検査で陽性が出た場合は、再度検査対象者の確定を行い、再検査を行う必要がありますが、全員が陰性の場合におきましては、保健所の指導の下、学校の再開となります。濃厚接触者は陰性となった場合も、２週間の出席停止となります。その間の健康観察については学校が行い、一括して保健所へ報告します。

上記の対応以外にも、陽性者が出た場合の細やかな対応はたくさんございますが、町で共有しております対応マニュアルを参考にし、危機意識の共有化を図ることにより、より安全かつ迅速な対応がとられております。また陽性者等の特定やいじめ等が生じないように、電話対応マニュアルを作成するなど、人権への配慮も行っております。

保育所につきましては、保健所の指導等により対応することもありますので、学校の対応に準じたかたちで対応することとなると思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　学校の対応について伺いました。これクラスで何名以上出た場合にクラスの全員にＰＣＲ検査をするとか、そういうことは決まっていますか。ちょっと伺っておきます。

○議長（西川良夫君）　賀治教育次長。

〔教育次長　賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君）　今の、クラスで３名以上出た場合は全員受けるかという御質問だと思いますけど、現在、そういうふうに決まっておりません。県のほうでもモニタリング検査とかいうかたちで多数出た場合は全校でありますが、そういう明確なまだ、クラス３名とかでございませんので御報告させてもらいます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員(小川幸英君)　学校と同じで多数の人が出入りする役場内において、感染者やクラスターが発生した場合の感染対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　小川議員さんの町役場内において感染症が発生した場合ということで御答弁させていただきます。

町職員に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合、まずは保健所と連携し、対応を実施していくことになります。具体的には、保健所の立ち入り検査において、行動記録の確認などにより、職場内での濃厚接触者の特定、関係者へのＰＣＲ検査や、施設の消毒範囲を特定していただくこととなっております。同時に、町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、事後の方針を決定いたします。

本年２月、町合同庁舎に勤務する職員に感染が確認された際には、始業前までに庁舎の消毒作業の実施、所属課の窓口業務や確定申告相談の中止、関係職員の出勤停止や在宅勤務の実施、また町民の皆さんに対して町ホームページや藍メールで周知することなどを決定いたしました。このときは、２階北側フロアーの全職員が接触者・濃厚接触者と認定されており、濃厚接触者は２週間の出勤停止、接触者は検査結果確定まで出勤停止となり、所属職員が不在となったため、他の部署から職員の応援を要請し電話等の対応を実施いたしました。

町職員の新型コロナウイルス感染症対策については、普段から基本的な感染対策や県をまたぐ移動の自粛などに加えて、出勤時の検温、行動記録の作成など感染予防対策を一般の町民の皆様よりも一層徹底するよう全職員で取組を実施しているところであります。

また、言うまでもなく、役場は町民の皆様の生活に密着した業務を行っておりますので､職員の感染による町民の皆様への影響を極力少なくしなければなりません。今後とも、職員一丸となり普段からの感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、高齢者対策について伺います。介護保険料が県下一高いと新聞等で報道されましたがその高い要因は何か伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの介護保険につきまして、県下で１番高い保険料と新聞に報道されたが、その要因はについて御答弁させていただきます。

本町の介護保険料の上昇につきましては、主に次の要因が挙げられます。本町では、６５歳以上の高齢者人口が増加しており、令和２年度末で町民の４人に１人が高齢者となっており、第８期介護保険事業計画の推計では要介護認定者数についても、令和２年８月時点では１，５００人、令和５年度には１，６５８人となり、１５８人の増加が見込まれております。

また、第１号被保険者の介護保険料には、第７期事業計画期間内に行った財政安定化基金借入金８，９００万円の償還金が含まれております。

次に、国から交付される財政調整交付金について、第１号被保険者に占める年齢区分ごとの割合や、所得分布に応じて交付割合が増減する仕組みとなっており、本町の第８期計画期間での交付金相当額は、３億９，５２９万円でありますが、国の基準に基づき算定した場合、実際に交付される交付金の額は、３５５万３，０００円となるため、その差額分を保険料で賄うことになります。

このほかに、本町の特徴として、近隣町と比較して介護事業所が多くあることから、多くの高齢者が介護保険を利用されております。なかでも、通所介護事業所や訪問介護事業所が多く、特に近年、サービス付き高齢者住宅等の有料老人ホームが多く建てられており、入居する高齢者の多くの方が、施設に併設された介護事業所でサービスを利用されております。

その主な理由としては、本町の住環境が良好であり、事業所を開設しやすくなっ

ていることや、施設を利用する方にとりましても商業施設や交通の便の良さ、都市部に近いこと、大都市へのアクセスの良さなど、生活しやすい条件が整っているためだと考えられております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川議員、質問項目を１つ忘れていませんか。余ったワクチンを本町はどうするのかっていうところ。こういう質問なかったで。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　すみません、１つ質問を忘れておりました。

北島町では高齢者に対する余ったワクチンを学校の先生とかに接種しておりますが本町はどのように取り組んでいくか伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの北島町では高齢者分の余ったワクチンを学校の先生に接種しているが本町の取組はについて御答弁させていただきます。

米本議員の質問で御答弁したとおり、本町におきましては、６５歳以上の高齢者の予約に一定のめどがついた段階で、６４歳以下の基礎疾患のある方の予約を受付いたします。貴重なワクチンに余剰を出すことなく活用しておりますので、ワクチンに余りが出ることはございません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　介護保険料の質問に返ります。要因がいろいろ説明いただきました。過去５年間の要支援、要介護認定者の資料をこれ頂きましたが、これによると介護保険加入者は、平成２８年度が７，６７０人、令和２年度は８，６４３人と約１，０００人増えております。また、要介護支援、要介護者は５年間で要支援者が３２５人から３６１人で３５人、要介護者が１，０６９人から１，１４５人で７６人増えております。本町にはたくさんの施設があるということで、お金もいるということでありましたが、保険事業と介護予防を一体的に実施し要支援認定者数、要介護認定者数の著しい伸びを抑える対策はどのようにとっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの保健事業と介護予防を一体的に実施し、要支援認定者数、要介護認定者数の著しい伸びを抑える対策はについて御答弁させていただきます。

人生１００年時代を見据え高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、高齢者１人１人に対して、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施することが重要となっております。高齢者については、複数の慢性疾患に加え、身体的、精神・心理的、社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすい、いわゆるフレイル状態になりやすいなど疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しております。

このような状況から、厚生労働省は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体化」を推進するための法改正を令和元年５月に成立させました。市町村としては、地域における医療や介護のデータを分析して健康の課題を把握した上で具体的な課題を抱える高齢者に対し、必要な支援を行いながら疾病予防・重症化予防と併せて介護予防を実施することになります。具体的には、保健師等の医療専門職が中心となり、保健事業及び介護予防事業において、蓄積した情報とノウハウを活用した高齢者に対する個別的支援と通いの場等への積極的な関与を展開し、疾病予防と介護予防の推進を図ることとしております。

このように、低栄養、筋力低下や摂食機能低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援を行い、生活習慣病の改善や重症化を予防して、要介護状態になる時期や要介護度の進行を少しでも遅らせることが期待できると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　要支援認定者、要介護認定者数の著しい伸びを抑える対策について説明いただきました。その中で、要介護認定者の方が見直しされ、要支援となった場合、訪問調査員の報告を受けて、審査会で決められていると聞きますが、町としてどのように関わっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの要介護認定者の方が見直しされ要

支援となった場合に、訪問調査員の報告を受けて審査会で決められているが、町としてどのように関わっているかについて御答弁させていただきます。

介護度は、認定審査会において要介護認定等基準時間と呼ばれる介護にかかる手間の判断によって審査が行われるため、要介護の方が要支援になる場合には、要介護のときに比べて少なくなったと判断されたものと思われます。介護認定審査会では、申請者の氏名や住所等本人を特定する項目を削除した上で審議され、認定調査員が行った調査の内容と主治医の意見書をもとに適切な介護度の判定を審査委員が行うこととなっております。

審査には複数の合議体、いわゆるグループがあり、医師や看護師を始め、介護支援専門員などの専門職等で構成され、合議体ごとに構成員である委員が決められており、その審査には中立性が確保されているため、介護度の判定において町の職員が関与することはできない仕組みとなっております。

また、介護認定の申請後、又は認定が下りた後に御本人の状態が変化した場合には、区分変更の申請をすることができますので、その際は改めて調査等を行い、審査会に諮ることになっております。

なお、審査会の決定に不服がある場合には、介護保険法の規定により徳島県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができることになっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員(小川幸英君)　クレームがあった場合の取組について伺いましたが、いろいろ町民の方がクレームが来ると思いますが、大体何件ぐらいありましたか。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの再問にお答えいたします。

クレームの件数でございますが、最近では１件ございましたが、通常は審査会の決定した介護度に対して変化があれば、先ほど申し上げたように区分変更等の申請をされる場合がほとんどですので、クレームとしては１件というふうに承知しております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、地域密着型施設について伺います。認知症対応型共同生活介護入居者が１２５人、地域密着型介護老人福祉施設入所者が２９人、小規模多機能型居宅介護が７２人と、本町は先ほども担当者から説明がありましたように病院とか施設数も多く介護保険料が使われているということでありましたが、他町からもたくさん入居されている方があると聞きますが、この方たちの介護保険料はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　小川議員さんの地域密着型施設の他町からの転入につきまして御答弁をさせていただきます。

地域密着型施設の中でもグループホーム等に入居する場合には、他町から直接入居することはできません。少なくとも１年以上の期間をおいて藍住町に住居を構えられた上で入居する資格ができるというふうになっております。

また、それ以外にも本町には、サービス付き高齢者住宅等の有料老人ホームが多数ございます。１５施設ございますが、そのうち、町外から施設に入居されるケースも少なくなく、平成２８年度以降、年平均３０名から５０名の方が町外から転入をしてこられると認識しております。

その場合、町外から直接、施設に住所を変更するときは、介護保険における保険者は、転入する前の保険者となるため、本町が介護における給付費を負担しなくて済みますが、一度、町内の個人住宅等へ住所を置かれた後、当該施設に入居した場合には、本町が保険者となり、 保険給付費の負担が必要となってまいります。そのため、高齢者の方が単身で一般住宅に転入をされた場合には、介護保険の手続きを行う際には、窓口で確認を行うよう努めております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　独居高齢者に対して電話を貸し出すシステムがあると聞きましたが、現状はどうなっていますか。

○議長（西川良夫君）　近藤福祉課長。

時間がないので、できるだけ答弁を簡潔にお願いします。

〔福祉課長　近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君）　独居の高齢者に対する電話等の貸出しの取組について答弁をさせていただきます。

高齢者生活支援事業として、住民税非課税の独居高齢者へ福祉電話を無償で貸与し、基本料金などを町が助成していましたが、平成１３年度以降の新規申込みはなく、平成２２年度以降は、事業継続も行っておりません。ニーズのなくなった福祉電話に替わる高齢者生活支援事業として、独居の高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るための緊急通報装置設置事業を平成１９年度から開始し、補助金の交付を行っており、今後も独居の高齢者の孤独死防止等に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、認知症の行方不明者の対策についてどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　小川議員さんの認知症行方不明対策について御答弁させていただきます。

まず、未然防止と早期発見に役立てるための対策といたしまして、独り暮らし高齢者や高齢者世帯で、民生委員や関係機関から気になる高齢者の情報があったときは、職員が随時訪問を行い見守りを実施をしております。

また、県においても、定期的に家庭訪問を行う事業者等との間で、新聞の販売店等でございますが、その間で高齢者等の見守り活動に関する協定を締結し継続的に見守り活動を実施していただいております。

また、認知症等により、外出後に行方が分からなくなるおそれのある高齢者に対しては、家族等からの申請により、ＱＲコードの印字されたシールを交付し、持ち物や衣類に貼り付けてもらう高齢者見守り安心シール交付事業を実施しています。この事業は、令和元年１１月より板野郡５町でスタートしており、衣服等に貼り付けられているＱＲコードをスマートフォンで読み取ることで、家族や介護者が登録した注意事項情報の閲覧や家族等へ即時にメール通知をされることとなっております。

徘回行動のある高齢者を介護している家族等に対しては、位置検索システム専用

端末機（ＧＰＳ）を貸与する認知症高齢者見守り事業を実施しております。行方不明になった場合に家族が位置情報を検索でき、捜索活動に位置情報を役立てるようになっております。

次に、町内で認知症の高齢者の行方不明者が発生した場合についてでございます。まず、警察に行方不明者届が出され、警察から東部消防組合に捜査協力依頼があった場合については、警察・消防・消防団・町が連携し、捜索活動を実施することとなっております。町は、捜索本部を立ち上げ、警察から情報提供を受け、防災行政無線や藍メールでの広報や捜索活動を実施しています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、農業対策について伺います。早い梅雨の影響で野菜が不作になったり、新型コロナ等の影響もあり野菜の値段が下落するなど減少減益となっている農家がおります。また米は昨年度に続いて下落が予想されます。農業者に対して町独自の支援策はないか伺います。

○議長（西川良夫君）　東條建設産業課長。

答弁はできるだけ簡潔にお願いします。

〔建設産業課長　東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君）　それでは、小川議員さんから御質問の新型コロナウイルスの影響により野菜の値段が下落するなど減収減益となっている農家が多い。また米は昨年度に続いて下落が予想されるため、町独自の支援策について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた農業者に対しては、国の支援制度として令和２年度に経営継続給付金や高収益作物次期作支援交付金があり、町においては、感染リスク減少を目的とした作業効率化や機械の導入等を推進するための経営継続給付金は、４０件が事業採択をなされております。

また、売り上げが減少するなどの影響を受けた野菜などの高収益作物について営農を断念することなく、次期作に前向きに取り組む方への高収益作物次期作支援交付金は１１７件に約１億３，３００万円が交付をされており、さらに令和３年１月から３月の緊急事態宣言発令の影響により減収した品目については、第４次募集が

行われることとなっております。

国の政策以外での町独自の支援策はございませんが、町内の農業に従事する方々や、国・県の支援制度を広く活用できるよう十分に周知を図って推進をしてまいりたいと考えております。

次に、米の単価については、人口減少や食生活の多様化による主食用米の需要量の減少によることや長引く新型コロナウイルスの影響で、外食産業が落ち込み、さらに価格が低迷をしております。

国の政策として従来より稲作転換、いわゆる転作ということで生産調整を行い価格安定に努めておりましたが、近年は非主食用米、お酒・お菓子・飼料等への転換や生産コスト軽減も推進されています。本町においても約３００件の農業者の方に生産調整に御協力をいただいており、引き続き高収益作物の作付や非主食用米の転換などを推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　県下においても、高校とか大学と連携して６次産業化に取り組んで、ふるさと納税の返礼品とかに活用している自治体もあります。本町において６次産業化や海外輸出の対策はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君）　東條建設産業課長。

〔建設産業課長　東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君）　それでは、６次産業化や海外輸出について答弁させていただきます。

生産者が加工・流通・販売までを行う６次産業については、付加価値を付けることによる所得向上や新たな販路開拓につながるため、全国で取り組まれております。町内では、農家レストランと漬物加工販売があり、漬物は、ふるさと納税の返礼品としても人気がございます。それ以外ではニンジンの加工品を使ったお菓子などをイベント時に販売しております。

また、町においても、藍の魅力を発信する事業として、地域おこし協力隊の制度を活用し、現在も５名を任用して、藍の栽培から蓼に加工するまでの農業協力活動や藍染技術研修への従事により、藍に携わる事業者として自立できる人材を育成するため事業に取り組んでいるところでございます。令和元年度に協力隊が初めて藍の栽培を試み、昨年度は、町内の約４反半の農地で藍作をして、乾燥葉約１，８３

０キログラムの収穫をし、藍３１俵を加工するまでに至っております。将来的には、藍染製品の販売なども視野に入れ、藍関連の産業育成により地域の活性化を図りたいと考えております。

今後も、６次産業化に取り組む農業者に対しては、情報提供をして、他業種との交流、新商品開発など国や県の制度を活用できるよう６次化プランナー制度を利用するなど支援をして、６次産業化を推進してまいります。また、他の団体等などと連携をすることは今後の検討課題とさせていただけたらと思っております。

続きまして、海外輸出の御質問ですが、国においては、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略として輸出額を２０３０年までに５兆円という目標を掲げております。その中で輸出環境整備推進事業のうち生産段階での食品安全規制への対応強化として、農業生産工程管理といわれるＧＡＰなどの国際的認証の取得の支援を行うこととなっております。海外輸出には様々な問題もございますが、今後は町内の輸出に取り組む農業者に制度の周知を十分に図り、情報を共有して生産者や関連業者とともに販路開拓の支援をすることに努め推進をしてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、耕作放棄地対策について、時間がありませんので次回に聞くこととしますが、現在の面積だけ教えていただけたらと思います。

○議長（西川良夫君）　東條建設産業課長。

〔建設産業課長　東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君）　現在の耕作放棄地の面積についての御質問だったと思いますけども、本町の耕作面積は５３６ヘクタールで、うち、耕作放棄地は０．２５ヘクタールでございます。以上、御答弁とさせていただきます

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　以上で一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君）　小川幸英君。

質問また１つ忘れとるんがありますけど、今後こういうことがないようにしてください。

休憩します。再開は、午後１時でございます。

午前１１時５３分小休

午後１時再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、４番議員、永浜浩幸君の一般質問を許可いたします。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●４番議員（永浜浩幸君）　マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書により質問を行います。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

最初に安全対策について、質問いたします。２０１９年５月８日、滋賀県大津市の交差点で直進していた車が右折車と衝突し、はずみで歩道に突っ込み、散歩をしていた園児２人が亡くなり､保育士を含む１４人が重軽傷を負う事故がありました。

事故後、滋賀県内では園児たちの散歩のルートなどの緊急点検が行われ、今年３月末までに車の進入を防ぐ防護柵を整備するなど対象の１，３００か所近くのほとんどで対策工事が終わったそうです。

藍住町におきましても交差点の点検を進め、子供の安全と安心につながる対策を講じていただきたいです。その１つとして、藍住東小学校東側付近の車両感応式信号機の交差点があります。藍住東小学校側から右折しようと交差点に進入している車を藍住東幼稚園から藍住東小学校へ直進する車が避けようと歩道側にハンドルを切り、歩行者に接触のおそれがあります。

また、藍住東小学校側は、信号待ちをしている時に車両が突っ込んできた場合防ぎようがありません。

６月に入りプールが始まり、藍住東幼稚園児は幼稚園の先生方の誘導の下、藍住東小学校まで徒歩で移動します。先生方におかれましては、たくさんの幼稚園児の移動だけでも大変な中、交差点の信号待ちで事故が起こらないかと心配されていることと御心労をお察しします。信号待ち時の安全対策として、ガードレール、ガードパイプ、車止めポール、防護柵等の整備をお願いしたいのですがいかがですか。

○議長（西川良夫君）　東條建設産業課長。

〔建設産業課長　東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君）　それでは、永浜議員さん御質問の藍住東小学校東側付近の信号機のある交差点の安全対策について答弁させていただきます。

信号機の安全対策については、保護者の方を始め周辺住民の方、学校の先生など、多方面の方々から要望をいただき、道路行政の中でも重要な位置を占めていると考えております。その都度、現場を確認の上、協議検討し、必要であれば警察を始め、関係機関にも協力を得ながら改善を行ってまいります。

また、町教育委員会が事務局の藍住町通学路安全対策推進会議が毎年開催されており、メンバーである町内各小学校長、徳島県の道路担当、徳島板野警察署、藍住町の関係各課で、通学路の危険箇所を始め対策が必要とされる箇所を点検し、改善を行っているところであります。

今回、御指摘のありました交差点は、藍住東小学校の北東、約４０メートルに位置し、県道徳島北灘線と町道小島勝瑞線が交差する箇所で、現地を確認したところ車両用の信号と歩行者用の信号が設置されており、県道、町道ともに片側に歩道が設置されております。

学校に近いこともあり、通学時にはかなりの数の児童が通行しております。

また、通勤時間には自動車の通行量も多く、通学時間と通勤時間が重なる朝などは、特に信号待ち時の事故のリスクが大きくなると考えられます。

つきましては、御提案いただきました周辺の安全対策について、早急に関係機関と協議してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●４番議員（永浜浩幸君）　早急の協議とのこと、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、新型ワクチン接種についてお伺いします。当日のキャンセルの場合についてお聞きします。現在は、高齢者施設の従事者等へ連絡となっていますが幼稚園や保育園、学校がクラスターの発生で休園や休校となると子供を預けられない働く世代が仕事を休まざるを得なくなり社会的影響が大きいと思います。

そこで、保育士や幼稚園の職員、児童館の職員、小中学校の教職員に対して優先的に接種をしてはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　吉成副町長。

〔副町長　吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君）　永浜議員さんから御質問いただきました新型コロナウイルスのワクチン接種について、御答弁させていただきます。

本町では、現在、７月末までに希望する高齢者にワクチン接種を終了させるとの国の方針に従いまして、町医師会などと協力して積極的に接種を進めているところであります。

また、今週１９日からは第２弾となる接種予約を開始することとしておりまして、町といたしましては、事前に予約受付した高齢者の方が接種されることが最も望ましいというふうには考えておりますが、前日までに御都合で接種をキャンセルされる方や接種当日の発熱、また体調不良等で接種できない方もいらっしゃるのも事実でございます。

前日までのキャンセルにつきましては、キャンセル待ちの高齢者の方に連絡いたしまして、接種いただいておりますが、当日に接種できない方が発生した場合には、代わって接種いただく方を急遽お願いする必要がございます。

このため、当日のキャンセルに備えまして、常に高齢者と接する高齢者施設の従事者、社会福祉協議会の職員、町の保健行政に関わる職員を今リスト化しておりまして、貴重なワクチンを廃棄することがないよう対応しているところであります。

先月１０日に在宅の高齢者への接種を始めて以降、当日キャンセルが発生しまして、高齢者施設の従事者が代わって接種したのは６月１２日時点で１４名となっております。

現在、使用しているファイザー製のワクチンにつきましては、原液を生理食塩水で希釈後、６時間以内に接種しなければならない。当日キャンセルの中には、ワクチン廃棄まで１時間もないという事例もございまして、急いで医療機関に行っていただいて接種するという事例もあったところでございます。

議員御提案の保育園、幼稚園などにつきましては、お話のとおり子供たちを預かる重要な施設でありまして、いざ発生すると保護者の方にも多大な影響を与えるというふうに認識をしております。

また、町内にも点在しているということもございまして、ワクチン廃棄までの時間がない場合、大変有効であるというふうに考えておりますので、それぞれの施設と相談してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君）　永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●４番議員（永浜浩幸君）　御答弁ありがとうございました。是非、貴重なワクチンですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ＧＩＧＡスクール構想について質問いたします。現在整備完了されているタブレット端末においての不具合についての一般質問は、先ほど米本議員の一般質問で御答弁を頂いておりますので、省略させていただきます。

専門的な知識を持つＩＣＴ支援者を配置する計画がありましたが現在の進捗状況を教えてください。

○議長（西川良夫君）　青木教育長。

〔教育長　青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君）　御質問のＩＣＴ支援員の件でございます。採用できる適当な人材、これは単にＩＣＴの専門家というだけでなくて、教育のほうにも見識のある方ということで探しておりましたが近辺では見つかりませんでした。そこで、今、人材派遣会社に派遣要請するための仕様書を作成したところでございます。タブレットの活用が本格開始される二学期には間に合わせるよう進めております。以上でございます。

○議長（西川良夫君）　永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●４番議員（永浜浩幸君）　ありがとうございました。

続きまして、ＧＩＧＡスクール構想において、家庭における取組といいますか、家庭にこういうふうにやってほしいとか、家庭への情報の伝達の仕方というのはどういうふうにされるか、よろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　青木教育長。

〔教育長　青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君）　家庭への協力要請の取組ということについての御質問でございます。タブレット端末の取扱いについて、児童、生徒向けの注意事項を各学校で作成しておりまして、これを家庭にも配布して活用状況についての理解を求めるということにしております。

また、タブレットを家庭に持ち帰る必要が生じた場合には、持ち帰った際に様々な問題が予想されます。そこで、どのような取扱いの注意が必要かについて、特にインターネットへのアクセスの際の留意点を中心に周知と協力を図りたいと考えております。これを機会にインターネットやスマートフォンの使い方について、もう一度家庭で話し合えるよう働き掛けたいと考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君）　永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●４番議員（永浜浩幸君）　ありがとうございました。小学校に入っているタブレット端末を使っての授業、子供たちが生き生きとした表情で端末を利用しているということをお聞きしております。子供たちが本当に楽しんで将来のために活用できるようにＧＩＧＡスクール構想、どんどん進めていただきたいと思います。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　小休いたします。

午後１時１５分小休

午後１時１７分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、７番議員、近藤祐司君の一般質問を許可いたします。

近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●７番議員（近藤祐司君）　議長の許可が出ましたので、質問をさせていただきます。

防災士の認証登録について、近年、頻発化、激甚化する大規模な自然災害については、全国各地で甚大な被害が発生しています。昨年も熊本県を始め７県に大雨特別警報が発表され、また、令和２年７月豪雨では、九州や中部地方に大きな爪跡を残し、９月には台風１０号が九州地方に接近し、コロナ禍における災害を迎え撃つというこれまでにない経験をしたところです。

また、本年は、四国地方でも平年より１か月ほど早く梅雨入りし、本格的な出水期を迎えており､引き続きコロナ禍における災害対応が求められる状況にあります。

災害対応は、自助・共助・公助の３つの力が合わさって、その効力が最大限発揮でき、その中でも自分たちの命は自分たちで、地域のことは地域で守るという自助・共助の意識を高めることが防災、減災の要であると言われています。

そこで、地域防災の担い手として消防団などと同じようにその活躍が期待され、十分な知識と一定の知識、技能を習得した防災士の育成が町には求められていると感じています。

第２期藍住町総合戦略では「災害時の共助として自主防災組織の活性化を図るとともに、「防災士」資格の取得を促進し防災リーダーを育成します。」とありますが現在の藍住町における認証登録を受けた防災士の状況や町民の方が防災士の認証

登録を目指す際に町独自の補助制度があるとのことですが、その活用状況について答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　それでは、近藤議員さんの防災士の認証登録についてのうち、防災士の状況と町独自の補助制度の活用状況について御答弁させていただきます。

南海トラフ巨大地震や台風による風水害など広域で大規模な災害が発生すると自治体や消防、警察、自衛隊の行政機関、公助による救護活動には限界があり、地域の防災リーダーである防災士や自主防災組織の皆様の助け合い自助・共助による救護活動や避難所運営などが不可欠となります。

防災士とは、自助・共助・協働を原則とし、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された人のことで、令和３年５月末日現在、全国で約２１万人、徳島県で４，１７２人が認証登録されています。

本町における認証登録の状況は、令和３年３月末日現在で１０４人、うち女性が３１人となっております。町といたしましては、防災士の認証登録を目指す町民の皆様に対して、認証登録に係る費用の一部を補助し、多くの皆様に防災士となっていただき、地域の防災リーダーとしての活躍を期待しているところであります。

この補助制度は、平成２５年度から実施しており、令和２年度までに合計５９人の皆様が本補助制度を活用し防災士に認証登録されております。町の補助を受けて防災士となった方には、町が主催する防災訓練等に参加いただき、地域の自主防災組織の結成や運営に対して積極的に関わっていただくことなど、その知識や経験を町民の皆様に還元していただいているところであります。

町内の防災士の人数は、まだまだ少ないと感じており、今後も引き続き防災士の認証登録制度や町の支援制度について、町民の皆様に広く啓発し、来るべき大規模災害に備えてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●７番議員（近藤祐司君）　御答弁いただきましたので、再問させていただきます。

美馬市では、職員の防災意識向上のため市長を含む全職員が４年間で防災士の認

証登録を目指すと聞いておりますが藍住町では、職員の防災士の認証登録を進めていく等のお考えはあるのか、御質問させていただきます。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　議員さんの町職員の防災士の認証登録について御答弁させていただきます。

町職員の防災士の認証登録につきましては、現在、県が主催する養成研修の受講を促し、登録認証を進めているところであります。

御質問の美馬市のように町単独等で職員の登録認証を進めるには、１人当たり約６万円の費用が必要となり、また、１回の研修会に５０名以上の参加が条件となっております。現状では、町単独での実施は難しいと考えております。

しかしながら、職員の防災や災害に対する意識の向上や知識の習得は必要不可欠と考えております。職員には、県や関係機関が主催する防災、災害対応に係る様々な研修、講演会など積極的に参加するよう全庁的な取組を実施しているところであります。職員の防災士の認証取得については、関係機関と協議するなど多くの職員が認証取得できるよう、今後検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●７番議員（近藤祐司君）　現在、町の職員も何名か取得されていると思いますが防災の認識を深めるためにも自主的にも多くの職員が取得され、これからも町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりをよろしくお願いいたします。

次に、公共交通計画及びタクシーチケット交付事業について、質問させていただきます。

現在、藍住町内の公共交通機関として、路線バスがありますが、自宅から最寄りのバス停まで距離があり、また、便数も少ないため路線バスを利用したくても利用できないとの声をよく聞きます。買い物難民という言葉を最近耳にしますが町内に行きたいお店があっても移動手段がないことから、なかなかお店に行けない。

また、高齢者になり運転に不安があるため免許の返納をしたくても生活のことを考えると運転免許の返納ができないという意見を住民の方からいただくこともありました。

藍住町おでかけタクシーチケット交付事業といたしまして、７５歳以上の方に５，０００円分のタクシーチケットを本年度から実施しますが事業の進捗状況をお尋ねします。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　それでは、タクシーチケット交付事業の進捗について御答弁させていただきます。

藍住町おでかけタクシーチケット交付事業は、高齢者の外出による経済的負担を軽減し、社会参加を促すことにより、福祉の増進を図ることを目的としております。

対象要件は、６月１日時点において、７５歳以上の高齢者世帯で、要介護、要支援認定を受けていない方を対象に５，０００円分のタクシーチケットを交付するものであります。対象者は１，２７４人となっております。昨日、対象者へタクシーチケットを郵便局に配送依頼をしたところであります。タクシーチケットが使用可能となる７月１日までには、順次対象者のお手元に届く見込みとなっております。

今後は、対象者にチケットに対するアンケートを実施し、チケットの使い勝手やニーズを調査するとともに、チケットの利用状況等を分析しながら、次年度以降に向けて、よりよい事業となるようブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●７番議員（近藤祐司君）　今後、タクシーチケットの利用状況や路線バス等の公共交通機関の状況を見極めつつ、財政面での課題はあると思いますがコミュニティーバスの導入を検討していただきたいと思います。答弁はいりません。

続いて、次の質問をいたします。

マイナンバーカードの健康保険証の利用について、質問いたします。

現在、国はデジタル社会を早期に実現するため安心・安全で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードを普及また利便性の向上を図っているところであります。

マイナンバーカードの普及につきましては、マイナポイント事業の実施に伴いカードを取得される方が全国的に増加しているとのことでありますが令和３年１０月から本格的運用が予定されているマイナンバーカードの健康保険証の利用につきま

しては、制度の内容のほか、具体的な手続方法など、まだまだ住民に周知されていないのではないかと感じております。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、スマートフォン等で事前の登録が必要とのことですが住民の中では自分で手続きができない人も多くいるのではないかと心配する次第です。

つきましては、現在の登録者数、制度の周知について、また、御自分で登録できない方への対応等について、今後の町の方針をお尋ねいたします。

○議長（西川良夫君）　江西健康推進課長。

〔健康推進課長　江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君）　近藤議員さんのマイナンバーカードの健康保険証利用における制度の周知と登録方法について御答弁させていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、医療機関や薬局の窓口で、健康保険証のかわりに利用できることとなるため、就職や転職、引っ越し等をしても、保険証の切替えを待つことなく受診することが可能となります。

また、高額療養費制度における限度額以上の支払いをしなくて済むようになり、利用者にとってメリットが大きいといえます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、インターネットの専用サイトであるマイナポータルを通した申込みが必要で、昨年８月７日より開始されておりますが、資格情報等の不一致などを修正する必要があり、本格的運用は今年の１０月頃になる見込みとなっております。

本町におきましては、昨年、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証の更新通知に、パンフレットを同封して周知を図ったほか、広報あいずみに掲載しております。

なお、利用を促進するために今年２月下旬頃、健康推進課の窓口に専用端末を設置し、広報で周知いたしましたところ、これまで２１件の利用がありました。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　近藤祐司君。

〔近藤祐司君登壇〕

●７番議員（近藤祐司君）　再問させていただきます。

できれば土、日、祭日等、窓口を広げるとか、また、費用も掛かると思いますが情報が届かない登録されていない方に個別にパンフレットの送付、手続きのできない方には、直接説明に伺う等、町民の皆様に優しい取組をお願いし、私の質問とさ

せていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　小休いたします。

午後１時３３分小休

午後１時３８分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、１１番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書に従って質問をいたします。理事者の方は明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まず１番です。地球温暖化対策について伺います。地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により農業の作物が不良、生産性の低下につながったり、サンゴの白化､海や陸の生態系へも変化を及ぼしています｡地球温暖化の進行によって、渇水と洪水のリスクがいずれも上昇していることが分かっています。日本で大きな被害が出た洪水は、２０１７年７月に発生した九州北部豪雨が挙げられます。

これは､年々､降水量が極端に少ない年と多い年の差が次第に大きくなっており、変動の幅が拡大しているのです。

また、温暖化によって熱中症患者も増えている点もあげられています。

２０２０年１０月２６日、第２０３回臨時国会の所信表明演説において、菅内閣総理大臣は「２０５０年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言をいたしました。

国は、現在、年間で１２億トンを超える温室効果ガスを排出しており、２０５０年までに、これを実質ゼロにする必要があり、このカーボンニュートラルへの挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想で、日本全体で取り組んでいくことが重要だとしています。

この取組を広げる中で､町財政の支出を抑えていくことが必要だと考えています。この点で、太陽光パネルの設置などで電気料金を抑えていき、自然再生可能なエネルギーへの転換を図ることができます

１点目です。年間の藍住町の電気料金並びに小中学校の電気料金について伺います。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　それでは、林議員さんの地球温暖化対策についてのうち、町の年間電気料金と小中学校の電気料金ということで、御説明をさせていただきます。

町の年間電気料金につきましては、資料請求がありまして、本日、お手元のほうに配布されております電気料金の表のほうに基づきまして説明させていただきます。表紙をめくった次のページに年間電気料金というのが入っておりますのでごらんいただきたいと思います。

公共施設の主な施設といたしましては、合同庁舎、西クリーンステーション、中央クリーンステーションの令和２年度、年間の電気代の合計額を記載をさせております。合同庁舎が１，２５４万円、西クリーンステーションが１，８７５万円、中央クリーンステーションが１，１６４万円となっております。

次に、小中学校別のエアコンの設置前と後の電気代ということで、資料請求がございますので下のところに記載してございます。比較が設置前が平成２７年度、設置後が令和２年度として資料を作成しております。なお、消費税の税率が途中で変更となっておりますので、税抜きのほうで比較させていただいております。下の差引き行のところをごらんいただきたいと思います。藍住北小学校で１４７万円の増額、藍住南小学校で７８万円の増額、藍住西小学校で１３３万円の増額、藍住東小学校で１５１万円の増額、藍住中学校で１４２万円の増額、藍住東中学校で１４２万円の増額となりまして、合計で８０９万円の増額となっております。

なお、令和２年度の学校電気代につきましては、新型コロナウイルス緊急事態宣言の影響で、休校等の措置の関係で夏休みが短縮されておりまして、平年よりは高くなっているものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　答弁を頂きました。かなりの多額の電気料金が掛かっていると。しかも、エアコンを設置することによって、なおさら電気料金が跳ね上がったと、こういう結果が現れているわけです。この電気料金等について、これからの質問の中で答弁をお願いしたいと思います。

まず、２点目ですけど、太陽光パネルの設置について伺います。今まで議会でも

度々質問してまいりました。

環境省では、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換など、カーボンニュートラルに向けた需要創出の観点に力を入れて取り組んでいます。２０５０年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けては、２０３０年までの１０年間が重要だと、地域での再生可能エネルギー倍増に向けた取組などにより、地域で脱炭素を実現する、このように明確な方針を出しているわけです。

具体的には、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けてどのような行動をしていくかということで、例として、幾つか挙げられています。

まず､住関係で主なものだけを少し拾ってみました｡冷暖房の温度設定の適正化、クールビズ、再生可能エネルギー由来の電力への切替え、窓や壁などの断熱リフォームによる健康、快適な住環境づくり、住宅への太陽光パネルの設置、そして、新築時には高断熱で災害にも強いネット・ゼロ・エネルギー・ハウスや太陽光パネル付きの住宅による。このように具体的な提案がされています。この点をこれから是非、具体化をしていってほしいのですが、この間、太陽光パネルの件について、ちょっと調べてみました。

鳴門市では新庁舎建設が今計画されています。３４キロワットの太陽光発電装置を設置し、蓄電池に貯め平常時及び災害時に利用すると。このように鳴門市は方針を出しているわけです。

藍住町の文化ホールの建設に関しましても私や小川議員など多くの議員が太陽光発電の設置を提案してまいりました。だが、残念ながらこの件につきましては採用されることはありませんでした。

今、国の方針に立ち返って、藍住町として、この方針をどのように具体化していくか、これが今、問われているので。この点で、藍住町の公共施設に太陽光発電を設置する、それが可能なのかどうか具体的にひとつ検討していただきたいと。この点につきまして答弁を求めます。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　太陽光パネルの設置の推進ということで御答弁させていただきますが、先ほど先に説明した中で、電気料金の中で藍住中学校のほうを１４２万円と言いましたが１５６万円の間違いでございますので、答弁を訂正させていただきます。

それでは、太陽光パネルの設置の推進ということでございますが、太陽光発電は、風力、水力、地熱、バイオマスなどと並ぶ再生可能エネルギーの１つであり、家屋の屋根や空き地などに、個人でも比較的設置しやすい発電設備と認識しております。

一方、太陽光発電にも様々な課題があり、例えば、地上設置型の場合は景観を損ねること、表面がガラス面であり住宅密集地では、近隣に対する反射光、反射熱の影響があること、設置費用や維持に一定の経費が必要であること、耐用年数は２０年以上とされておりますが、今後、役目を終えた太陽光パネルの大量廃棄が懸念されること。電力会社による固定価格買取り制度が、平成２１年度から開始されておりますが、年々買取り額が下がっていることなどが挙げられております。

冒頭申し上げましたようにメリットもありますので、個人や企業がこうしたメリット、デメリットを踏まえた上で、導入の判断をされるものと考えております。

本町におきましては、既に町民体育館の屋根の一部や総合文化ホール駐車場の外灯等に太陽光パネルを設置しているところでございます。

国においても、昨年１０月に２０５０年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするということを表明しておりまして、太陽光発電をその実現に向けての有力な手段の１つとするのであれば、国レベルで推進方策が検討されるものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　答弁を頂きました。確かに費用等の問題が難関だろうと思います。この点については、自治体によったら一定、太陽光パネルを設置する場合には補助金を出していると。こういう自治体もかなり増えてますので、ひとつこの点は検討してみてください。国も今回思い切った大胆な提案をしてますので、是非これから方針に従って具体化をしていただきたい。

あと幾つか簡単なのが出てますけどＬＥＤ化、外灯を全て公共施設はその方向にするとか。それから、自動車については、電気自動車に購入を変えていくとか。あらゆる施策を打ち出していますので、是非それらも含めて大いに検討していただきたいと。

それでは、３点目に入ります。これもやはり太陽光パネルに関連してのこの点でも今までに議会で質問をしてまいりました。学校など公共施設の屋根貸し事業を実施することを再度提案したいと思います。校舎によったら老朽化の問題も確かにあ

ると思います。ですから、その点なども考慮しながら検討していただきたい。

お隣の鳴門市の事例が徳島新聞でも報道されました。私も同僚の議員から今までの鳴門市の屋根貸し事業の取組について幾つか資料を頂きました。この事業も確かに大変な事業ですけどやはり、今の公共施設の屋根を遊ばす手はないと思うんですね。できるだけ有効に活用してもらうということです。少し状況だけ説明させていただきます。

鳴門市では２０１５年９月、市内９小中学校の屋根を太陽光発電事業者に貸し出す屋根貸し事業を始めました。地域のエネルギーは市内４校の屋上を借り、年間約２０万～２１万キロワットを発電して全量を四国電力に販売しています。必要経費を除く純利益の５０パーセントを市に寄附することを決めています。寄附額は年額３０万円～４０万円の見込みだと言います。市はこの利益を環境教育や再生可能エネルギーの普及促進といった施策に活用すると言っています。

藍住町も屋根貸し事業を実施すべきだと思います。このことは、町の財政支出は直接ないわけですね。民間の事業者に委託をして行うという。この点どのように考えておられるか答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　学校など公共施設の屋根貸し事業の実施ということで、御答弁させていただきます。

学校などの公共施設の屋根貸し事業を実施することについてでありますが、学校など公共施設の屋根、屋上を貸し出し、借り受けた発電事業者が太陽光パネルを設置し売電収入から町へ賃料を支払っていただくことを想定されていると思っております。太陽光パネルを設置することによりましては、先ほど言いましたが、繰り返しになりますが、景観を損ねること、表面がガラス面であり住宅密集地では、近隣に対する反射光、反射熱の影響があること、さらには、本町の施設については、築年数が経過している施設が多く、一定の重量の構築物を乗せることにより耐震性への影響や、長期間の契約となり途中解約が困難になることなどが懸念されているところであります。したがいまして、公共施設の屋根貸し事業等で太陽光パネルを設置するには、慎重な判断が必要であると考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　答弁では、学校施設は一定、築年数が経って老朽化していると。それから、太陽光パネルを設置するといわゆる美観を損ねる等の答弁がありました。一定は納得できるんですけど、他の自治体ではいろんな形で研究しながら行っているんです。学校がだめだったら、ほかの公共施設も少し検討の余地があるのではないかと。かなり上の屋上だったら美観を損ねるというのはね、学校と違ってですね、学校は確かに低いわけですから。その点、是非検討してください。

それでは続けていきます。４点目です。プラスチック資源環境戦略についてです。これも今回のこの同じような中身です。

環境省の資料では、１９５０年以降生産されたプラスチックは８３億トンを超え、６３億トンがごみとして廃棄されたそうです。回収されたプラスチックごみの７９パーセントが埋立あるいは海洋等へ投棄されている。リサイクルされているプラスチックは僅か９パーセントに過ぎない。こういう状況です。現状のペースでは、２０５０年までに１２０億トン以上のプラスチックが埋立、自然投棄されると。この点、地球規模での環境汚染が懸念されています。

各国の状況を見てみますと各国の１人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量を比較すると、日本の人口１人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は、米国に次いで多いと、こういうことです。今、この点で少し大きな課題となっているんですけど飲料用水の容器がペットボトルですね。これをガラスに変えていくと。こういうことが議論にもなっているそうです。そういうことで、ガラス瓶に切替えて再生利用すると。こういう形でプラスチック等をできるだけ抑制していくと。ですから生産からあらゆる点でこういうふうな新たな方向が、これは全国的、全世界的な課題でもあります。このことで、藍住町としてプラスチック資源環境戦略があるのかどうか、どのようにこれを考えておられるのか、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　林議員さん御質問のうち、プラスチック資源循環戦略について御答弁をさせていただきます。

プラスチック資源循環戦略については、海洋汚染の一因ともされているプラスチックごみの削減と地球温暖化対策を進めるため国がプラスチック資源循環促進法を２０２２年４月の施行を目指しておるところであります。中でも、家庭から出る食

品トレーやおもちゃなどをプラスチック資源として、一括回収するよう市町村に努力義務を課すということです。

町としましても、今後、国及び県の動向を注視しながら対応を考えていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　答弁を頂きました。確かに大きな戦略の課題と思います。是非いろんな形で議論をしていただいて方向性を出していただきたいと。

５点目です。２０５０年のＣＯ2(二酸化炭素)実質ゼロを目指すことについて伺います。

このことにつきましては、徳島県が全国初の「脱炭素条例」を策定して、国を上回る温室効果ガス削減目標を掲げています。水素エネルギーの率先導入を一層図ることにより環境先進県として２０５０年温室効果ガス実質排出ゼロを目指すと、徳島県知事は２０１９年１１月１５日に記者会見で表明をされました。このことにつきまして、徳島でこのように先進的な方向が打ち出されましたので、この藍住町でも是非、髙橋町長には、２０５０年二酸化炭素実質ゼロを目指すことについて、是非どのように考えておられるのか、できれば目指す方向で表明していただければと思います。答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君）　梯総務企画課長。

〔総務企画課長　梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君）　町長が２０５０年ＣＯ2 排出実質ゼロを目指す事を表明してほしいということで、御答弁させていただきます。

令和２年１０月に菅首相が国会で二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を２０５０年までに実質ゼロにすると表明しており、徳島県においては、それに先立つ令和元年１１月に２０５０年に温室効果ガス実質ゼロにすることを表明しております。

この２０５０年二酸化炭素排出量、実質ゼロというのは、化石燃料などによる二酸化炭素の排出自体を完全にゼロにするということではなく、再生可能エネルギーなどで排出の抑制を図りつつ、森林等による二酸化炭素の吸収や火力発電所などで排出された二酸化炭素を地下に貯留したり、再利用するといった、いわゆる回収量によって、排出量との均衡を図ろうというものであります。

藍住町が単独で表明する場合、本町は二酸化炭素を吸収する森林等がなく、また、

地下貯留といったことも到底不可能であり、２０５０年においても一定の二酸化炭素の排出がある中で、どうやって実質ゼロにするのかといった課題があります。

また、環境省によりますと令和３年６月時点で、全国４０３の自治体が２０５０二酸化炭素排出実質ゼロ表明をしており、表明自治体の人口は約１億１，０３７万人となっております。

徳島県人口７３万人も当然この中に入っており、既に藍住町も含まれることになります。我々としても二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、努力はしていく必要があると認識しており、地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を行っているところですが、今申し上げた観点から、町単独で排出量実質ゼロ宣言を行うかどうかは、また別問題であると考えております。国も実質ゼロ宣言を行ったところであり、今後、様々な動きが出てくると思われますので、こうした状況を見守ってまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　確かに大きな課題と思います。今の答弁を頂きまして、これから、よりどういうふうな形で国の方針を藍住町で実践をしていくのか、また、よろしくこの点で方向性を明らかにしていただきたい。

続きまして、空き家対策について伺います。現在の空き家件数の状況についてまず、１点目伺います。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　林議員さんの御質問のうち、現在の空き家件数の状況ということで、御答弁をさせていただきます。

空き家の件数につきましては、平成２８年度に町内全域の空き家等実態調査を実施しており、住宅や倉庫、店舗などを含めて外観からの目視による空き家は、調査対象１万３，４７６軒のうち４３３軒でありました。その後、この４３３軒の空き家のうち、危険度の低い空き家ではございますが、６件の取壊しの確認をしておりますので、件数としましては４２７軒となっております。

また、実態調査での総合判定の調査結果では、４３３軒のうち建物倒壊の危険性又は周辺に影響を及ぼしている空き家ということで５軒あることを確認しております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　今の答弁でお聞きしました２点目ですね。老朽化し危険な空き家等の取壊し件数については、なしということですね。

〔生活環境課長　橋本清臣君、うなずく〕

●１１番議員（林茂君）　はい、分かりました。

続きまして、３点目です。空き家バンクの創設について伺います。空き家バンクとは、地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する。このような制度を指しています。その主たる目的は、移住定住の促進による地域の活性化にあると定義されています。このことにつきまして、藍住町は、空き家バンク創設についてどのように考えているのか、この点を伺います。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　林議員さん御質問のうち、 空き家バンクの創設について御答弁をさせていただきます。

現在、町では空き家バンクは設置しておりませんが、相談があった場合、徳島県の「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターが設置しております「とくしま回帰」空き家情報バンクを御紹介しております。こちらの総合支援センターは、弁護士などの専門家を交えた相談会等を行っているものです。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　答弁を頂きました。独自で空き家バンクは藍住町としては設置をしないと。県と連携なり提携しながら対応していくと、こういう答弁でありました。

４点目です。空き家を取壊しますと住宅の部分がなくなりますので、特例措置がなくなって固定資産税が高くなる、こういう現象があります。このことから空き家をそのまま放置しているところが多いわけです。このことから空き家の土地の固定資産税の減免制度を検討されてはどうかと。是非、この点も１つ藍住町として、設置をしていくべきでないかと。既に他の自治体でもしている市がありますので。そ

れも含めて考え方を。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　林議員さん御質問のうち、空き家等の土地の固定資産税の減免制度の検討結果ということについて御答弁させていただきたいと思います。

先ほど、御答弁いたしましたとおり、本町における空き家及び老朽化し危険な空き家の戸数は非常に少ないものとなっておりますので、現段階での減免制度導入は行っておりません。

また、徳島県で減免制度を導入している市町は少なく、空き家等の土地の固定資産税の減免制度につきましては、今後、周辺の市町の動向と町内の空き家状況を注視いたしたいと思っております。以上、御答弁といたします。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　５点目です。空き家で樹木が生え茂り、枝が道路へ出ていくと。こういうふうなことで交通の妨げにもなっているわけです。そのまま放置していると家屋に倒れかかり、なおさら家屋が老朽化していくという点で、何とかならんのかということを役場のほうにも対応を考えていただきました。この点では、そこの家屋の所有者があれば、連絡をして対応ができるけど所有者が不明な場合には対応ができないと、こういうふうな考え方が示されました。果たしてこのまま放置をしておっていいのだろうかと。こういうことで、近所の方からも何とか対応をひとつ方向を出してほしいと。こんなような相談もありましたので、この点で答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君）　橋本生活環境課長。

〔生活環境課長　橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君）　林議員さんの御質問のうち、空き家の所有者が不明の場合、樹木等の処理の対応について御答弁をさせていただけたらと思います。

所有者が不明な時に隣地の方が伐採した樹木を町が処分できないかという部分になると思われます。所有者が不明とはいえ、民地間の問題となりますので、町が介入することができませんし、町が処理をすることもできません。

なお、民地部分の樹木が道路などに張り出している場合につきましては、その状

態に応じた法令に基づき対応することとしております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　法律に基づいた答弁を頂きました。ですから地域の住民がそれ相当にやっていってほしいと。そのような考え方になりました。

続けて大きな３番目。排水路対策について伺います。

千間堀の排水路の改修計画の件です。この件につきましては、鳥海議員を始め小川議員、そして私も千間堀の改修の件では議会で質問して、役場のほうもいろんな知恵を絞りながら対応をずっとしていただきました。何と十数年、千間堀の件では経過してきたんですね。また、台風のシーズンが来ると。「林さん、あの件、どなになったんで。」とこう聞かれるわけです。役場のほうは、あらゆる方向性も検討しながら計画を練ってくれとるということで、待ってほしいということで言ってますので、この点で、どのようにその後なっているか、計画も含めて答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君）　奥田副町長。

〔副町長　奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君）　それでは、林議員さんの御質問に御答弁をさせていただきたいと思います。

排水路改修計画につきましては、近年頻発化、激甚化する大規模な自然災害により、これまでも多くの議員から様々な視点で御質問をいただき、排水対策について御答弁をさせていただいたところでございます。

御質問の千間堀排水路につきましては、排水流域面積が住吉地区、勝瑞地区と約２３０ヘクタールと非常に広く、その上、排水路沿いにつきましては開発が進んでいる状況でございます。

千間堀排水路の改修の当初計画では、自然流下能力を阻害している要因として、鉄道橋脚交差部が狭小であること、線路沿いの土砂や樹木が阻害要因であり、その上、流末の源九郎排水機場が湛水防除を目的とした設備であることから、基本調査によりまして抜本的な改修とはならないことを答弁させていただいております。

その後、令和２年３月議会におきまして、林議員から再度、千間堀の改修について御質問をいただきまして、千間堀に流入する排水を分散させ、受け持つ水量を軽

減する改修案を回答させていただきました。この案を検討するため、昨年度、測量業者に発注し、関係箇所の水路敷高等を計測しましたところ、東中学校周辺から住吉団地西側排水路への御提示をさせていただきましたけれども、約５０センチメートルの逆勾配であることを確認いたしました。測量により新たに千間堀へ流入する上流部の住吉字藤ノ木地区から千間堀への流入排水については、一部の排水路を改修及び延長することにより、正法寺川へ分散させることが可能となりますので、今後、事業による治水効果の有無を本年度検証したいと考えております。

浸水被害の多い排水路につきまして、早急に改善、改修をしなければならないことは十分認識をいたしておりますが、本年度におきましても、排水の分散や局部改良等により、比較的、効果の早期発現が見込める箇所から改修を計画、検討していきたいと考えております。

また、本町におきましては、御存知のように正法寺川や旧吉野川などの一級河川が排水の流末となっております。

河川の水位が上昇すると自然流下による排水が不可能となりますので、吉野川排水機場や勝瑞排水機場などからの強制排水、また、前川や幹線水路への強制排水も、内水被害を軽減する上で重要になります。強制排水を有効な手段として考えることについては、以前から議会でも御説明申し上げているところでありますが、こちらも引き続き効果が見込まれる箇所か、設置を検討したいと考えております。

また、新たな取組といたしまして、激甚災害が頻発している状況を踏まえて、昨年度、国の主導により総力戦で挑む防災・減災プロジェクトが立ち上げられ、一級水系において、国・県・市町村等が参加し議論を進めるため流域治水協議会が設置されています。この協議会の中で、国・県・各市町が浸水被害軽減のための取組を各々が検討し、意見を交換する場が設けられました。

他市町の様々な方策を検討することにより、本町の内水による浸水被害の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　今の答弁で、より具体的な方策が示されましたので、是非、多額の工事費等がいると思いますけど実現をしてほしいと。取り分け住民の皆さんの生活環境をどう守っていくかというのは非常に大きな課題だと思いますので、

この点で、よろしくお願いします。

最後の４点目です。高齢者対策について伺います。

補聴器の問題です。日本補聴器工業会は、２０１５年度の調査によると、日本の難聴者は推定で約１，４３０万人いると。これは人口全体の１１．３パーセントに相当する。そのうち補聴器の使用率は１３．５パーセントに過ぎない。これは欧米諸国の平均をはるかに下回る。また補聴器使用者の使用満足度はイギリスが７０パーセント、フランスが８４パーセントあるのに対して、日本は３９パーセントにとどまっているそうです。この点で、非常に補聴器の日本の場合には遅れていると。

日本では、２０１５年１月、政府が高齢化が急速に進む日本の問題に、認知症の対策強化に向けての国家戦略である新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）を策定しました。国として、認知症発症予防の推進と認知症高齢者の日常生活を支える仕組みづくりに取り組むとしました。その中で認知症の危険因子として加齢や高血圧などと一緒に、 難聴も一因として挙げられています。認知症対策としても補聴器が必要です。

補聴器は、平均１５万円と高額です。今、高齢者の暮らしは、２度にわたる消費税の増税、そして、僅かな年金から介護保険料の天引きなど、さらに医療費の窓口負担も増えて暮らしは本当に大変なことをよく耳にしてまいりました。

高齢者支援策として、町として補聴器購入の補助制度を是非実施をしていただきたいと、このように要望するところです。答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君）　近藤福祉課長。

〔福祉課長　近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君）　高齢者の補聴器購入費用を助成してはとの質問に答弁をさせていただきます。

高齢者の補聴器購入に対する公的助成事業としては、障害者総合支援法で定める補装具費として、身体障害者手帳の交付を受けた方が購入する場合に購入費用等の一部、又は全額を支給する制度があります。

昨年度の補聴器交付件数は、１６件で、うち１４件が６５歳以上の方への支給となっています。身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者への補聴器助成制度としては、言語の習得と教育等における発達支援、健全な育成環境を確保するため平成２６年度より１８歳未満の児童に対する購入費の助成が制度化されていますが、高齢者については、公的補助として制度化されていないため現時点での助成は考え

ておりません。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君）　林茂君。

〔林茂君登壇〕

●１１番議員（林茂君）　今の答弁によりますと国のそういう制度を活用してほしいと。町独自としては、そのようなことについては検討もしないと。端的に言ったらこういうふうな答弁だったのかと。

全国の自治体を是非調べてください。大体２万円から３万円近く、それぞれ自治体が独自で高齢者支援策として補助を出しているわけです。ですからそういう点で、高齢者に対する支援策というのは必要でないかと。こういうことをやはり多くの町民の皆さんが待ち望んでいるのでないかと思います。このことについて、是非前向きに検討していただきたい。

最近調べたら、ずっと取り組んでいる自治体では５万円出している自治体も出てまいりました。ですから、障害者手帳を持っていなくて難聴の方、やはりこれは町としてこういう方々を優しく包んでいく。そういう町民の暮らしを守っていく、お年寄りを大切にする。こういうまちづくりも併せて進めていただきたい。要望して質問を終わります。

○議長（西川良夫君）　以上で、通告のありました６名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため６月１６日から６月１７日までの２日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。したがって、６月１６日から６月１７日までの２日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、６月１８日午前１０時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午後２時２９分散会

令和３年第２回藍住町議会定例会会議録（第３日）

令和３年６月１８日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

１　出席議員

１番議員	前田　晃良	９番議員	鳥海　典昭
２番議員	竹内　君彦	１０番議員	小川　幸英
３番議員	米本　義博	１１番議員	林　　茂
４番議員	永浜　浩幸	１２番議員	奥村　晴明
５番議員	宮本　影子	１３番議員	佐野　慶一
６番議員	森　　伸二	１４番議員	森　　志郎
７番議員	近藤　祐司	１５番議員	平石　賢治
８番議員	紙永　芳夫	１６番議員	西川　良夫

２　欠席議員

なし

３　議会事務局出席者

議会事務局長　大塚　喜美枝　　主幹　山瀬　佳美

４　地方自治法第１２１条の規定に基づく説明者

町長	髙橋　英夫
副町長	奥田　浩志
副町長	吉成　浩二
教育長	青木　秀明
教育次長	賀治　達也
会計管理者	谷渕　弘子
総務企画課長	梯　　達司
福祉課長	近藤　政春
税務課長	齊藤　秀樹
健康推進課長	江西　浩昭
社会教育課長	近藤　孝公
住民課長	増原　浩幸
生活環境課長	橋本　清臣
建設産業課長	東條　芳重
上下水道課長	佐野　正洋

５　議事日程

（１）議事日程（第３号）

第１	議第４３号	令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第２	議第４４号	令和3年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第３	議第４５号	藍住町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第４	議第４６号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて
第５	議第４７号	藍住町手数料徴収条例の一部改正について
第６	議第４８号	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
第７	議第４９号	藍住町西クリーンステーション基幹整備工事の請負契約の締結について
第８	発議第３号	藍住町議会会議規則の一部改正について
第９	発議第４号	議会改革調査特別委員会の組織変更について
第１０	請願第３号	家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める請願
第１１	議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について	

（２）議事日程（第３号の追加１）

第１　発議第５号　議会改革調査特別委員会委員の選任について

（３）議事日程（第３号の追加２）

第１　発議第６号　「所得税法第56条の廃止」を求める意見書

令和３年藍住町議会第２回定例会会議録

６月１８日

午前１０時開議

○議長（西川良夫君）　おはようございます。これから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君）　日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君）　これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君）　日程第１、議第４３号「令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第６、議第４８号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」までの６議案を一括議題といたします。

これより、上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、議第４３号「令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第４８号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」までの６件を一括して採決します。

お諮りします。議第４３号「令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報

告し、承認を求めることについて」から、議第４８号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」までは、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第４３号「令和２年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第４８号「定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について」までは、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君）　日程第７、議第４９号「藍住町西クリーンステーション基幹整備工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

髙橋町長。

〔町長　髙橋英夫君登壇〕

◎町長（髙橋英夫君）　ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第４９号「藍住町西クリーンステーション基幹整備工事の請負契約の締結について」説明申し上げます。

議第４９号については、６月２日に一般公募型プロポーザル方式による選定を行い、契約者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。１．契約の目的、藍住町西クリーンステーション基幹整備工事。２．契約の方法、一般公募型プロポーザル方式による契約。３．契約の金額、１４億２，１２０万円。内取引に係る消費税及び地方消費税額、１億２，９２０万円。４．契約の相手方、住所・大阪府大阪市此花区西九条５丁目３番２８号。名称・エスエヌ環境テクノロジー株式会社。代表者、代表取締役、辻勝久。５．工期、藍住町議会の議決のあった日から令和５年３月３１日まで。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）　これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前１０時４分小休

〔小休中に、橋本生活環境課長、補足説明をする〕

午前１０時６分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君）　討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、議第４９号「藍住町西クリーンステーション基幹整備工事の請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第４９号「藍住町西クリーンステーション基幹整備工事の請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君）　日程第８、発議第３号「藍住町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）　（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君）　提出者であります森志郎君から、提案理由の説明を求めます。

森志郎君。

〔森志郎君登壇〕

●１４番議員（森志郎君）　ただいま、議長から提案理由の説明を求められました

ので、提案理由の説明をいたします。

発議第３号「藍住町議会会議規則の一部改正について」。議員活動と家庭生活との両立支援策を始め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、藍住町議会会議規則第２条、欠席の届出について、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものであります。

また、第８９条、請願書の記載事項等については、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君）　討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、発議第３号「藍住町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

お諮りします。発議第３号「藍住町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第３号「藍住町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君）　日程第９、発議第４号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）　（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君）　提出者であります米本義博君より、提案理由の説明を求めます。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●３番議員（米本義博君）　ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、提案理由の説明をいたします。

発議第４号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」。議会の活性化に向けた議会改革の内容を全員で共有するため、また、委員会の運営を効率的に行う必要があるため、議会改革調査特別委員会の委員定数を変更する本案を藍住町議会委員会条例第５条第２項の規定により、提案するものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君）　討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、発議第４号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第４号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」は、原案のとおり可決されました。

議事の都合により小休します。

午前１０時１３分小休

〔小休中に議案、追加日程を配布する〕

午前１０時１６分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開します。

発議第５号「議会改革調査特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第５号「議会改革調査特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１、発議第５号「議会改革調査特別委員会委員の選任について」を議題にします。

本件については、ただいま委員の定数の変更がありました議会改革調査特別委員会の委員に新たに６名の選任を行うものであります。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長において指名します。議会改革調査特別委員会の委員に、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査特別委員会委員については、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君）　日程第１０、請願第３号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の廃止を求める請願」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした、請願文書表のとおり本請願１件のみとなっております。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）　（請願文書表を朗読する）

○議長（西川良夫君）　請願第３号の紹介議員であります森伸二君から、請願の説

明を求めます。

森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●６番議員（森伸二君）　ただいま、議長から請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。

家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の廃止を求める請願。２０２１年４月２８日。藍住町議会議長殿。紹介議員、森伸二。請願者、住所・徳島県徳島市佐古四番町７－２。徳島県商工団体連合会婦人部協議会会長、吉原万里子。

請願の趣旨、中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第５６条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、家族従業者の働き分を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者８６万円、配偶者以外の家族５０万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益となっており、後継者不足にも拍車をかけています。

所得税法第５６条の廃止・見直しを求める意見書は、全国５４８自治体（２０２１年３月３１日現在）徳島県１５自治体で採択されています。第４次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。

また、国連女性差別撤廃委員会は２０１６年３月「所得税法第５６条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

以上の理由から、「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書を国に提出していただけるよう求めます。

請願項目、「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書を国に提出すること。以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）　お諮りします。請願第３号については、会議規則第９２条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、請願第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（西川良夫君）　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君）　討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君）　これから、請願第３号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の廃止を求める請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第３号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の廃止を求める請願」を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君）　起立多数です。

したがって、請願第３号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の廃止を求める請願」については、採択することに決定しました。

議事の都合により小休します。

午前１０時２３分小休

〔小休中に請願採択に伴う意見書について協議〕

〔小休中に議案、追加日程を配布する〕

午前１０時３２分再開

○議長（西川良夫君）　小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に森伸二君から、請願第３号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第２として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第６号「所得税法第５６条の廃止を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第２、発議第６号「所得税法第５６条の廃止を求める意見書」を上程し、議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）　（議案を朗読する）

○議長（西川良夫君）　提出者であります森伸二君より、発議第６号について提案理由の説明を求めます。

森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●６番議員（森伸二君）　議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第６号「所得税法第５６条の廃止を求める」意見書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

「所得税法第５６条の廃止」を求める意見書。中小事業者は、地域経済活動の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。不況が長引く中で中小零細事業者は、倒産、廃業などかつてない危機に直面しています。

そうした中で、事業を支える女性は、中小零細事業者の家族従業者として、営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。

しかし、所得税法第５６条の規定により、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」事とされています。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者８６万円、配偶者以外の家族５０万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、配偶者、子供等の家族従業者は社会的にも経済的にも自立できない状況となっています。家業を手伝いたくても手伝えないことが後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。２０１５年末に閣議決定された第４次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等

の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。また、国連女性差別撤廃委員会は２０１６年３月「所得税法第５６条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

家族従業者は、事業の重要な担い手です。よって、家族従業者の人権を保障し、労働が適正に評価されるよう、所得税法第５６条の廃止を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和３年６月１８日。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）　お諮りいたします。発議第６号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第６号「所得税法第５６条の廃止を求める意見書」については、原案のとおり可決いたしました。なお、意見書については、速やかに関係機関に送付します。

○議長（西川良夫君）　最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君）　ここで、議会閉会前の御挨拶を髙橋町長からお願いいたし

ます。

髙橋町長。

〔町長　髙橋英夫君登壇〕

◎町長（髙橋英夫君）　６月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る８日の開会から、本日までの１１日間にわたり、御審議いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から、新型コロナウイルスワクチン接種や感染症対策を始め、福祉、教育、農業、住環境問題、防災対策など、幅広い分野において、貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。今後も、議会を始め、町民の皆様の御理解をいただきながら、住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

これから本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますよう、お願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これをもちまして、令和３年第２回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前１０時３９分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

藍住町議会議長　　西川　良夫

会議録署名議員　　宮本　影子

会議録署名議員　　森　　伸二